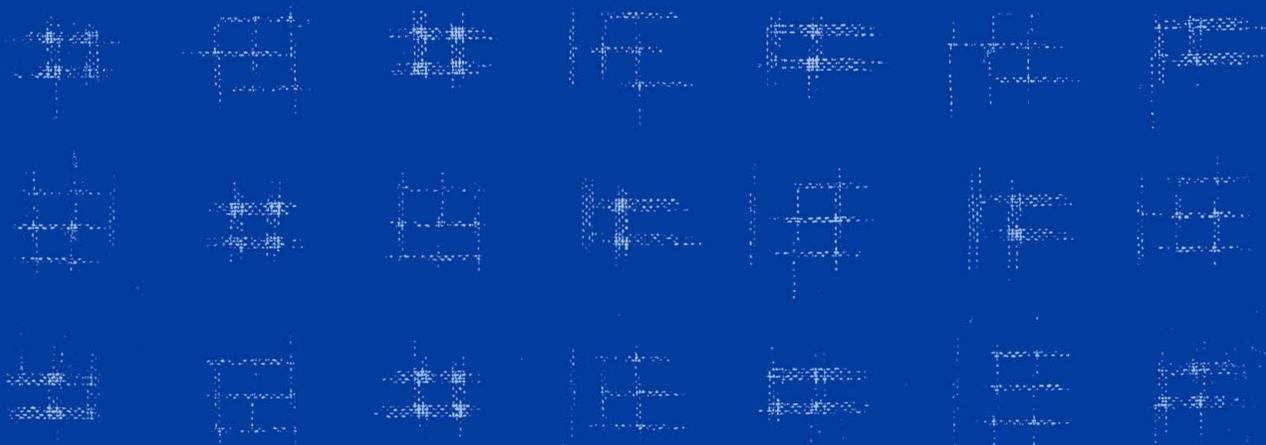


第39回

福岡県公民館大会



そろばん踊り — 水の祭典



<表紙>

そろばん踊り ―― 水の祭典

久留米市最大の夏祭り「水の祭典」は、メインストリート「明治通り」を歩行者天国にして、久留米餅も艶やかなそろばん踊りや子供みこし、船太鼓と多彩でエネルギッシュなパレードが繰り広げられる夏の祭典です。

毎年8月3日から5日までの3日間開催され、最終日の夜は筑後川の河川敷で西日本最大の花火大会も行われます。

明日の豊かなふるさとづくりを目指す久留米市民のパワーと英知が一同に結集する夏の祭典です。

第 39 回

福岡県公民館大会

主 催

福 岡 県 公 民 館 連 合 会

福 岡 県 教 育 委 員 会

久 留 米 市 教 育 委 員 会

目 次

第39回福岡県公民館大会に寄せて	1
第39回福岡県公民館大会開催要項	2
平成4年度公民館役職員表彰一覧	6
平成4年度優良公民館表彰一覧	12
分科会事例発表要旨	23
参 考 資 料	45
1 休日の拡大等に対応した青少年の学校外活動の充実について(審議のまとめ) (青少年の学校外活動に関する調査研究協力者会議)	
2 福岡県公民館大会年表	
3 福岡県公民館連合会加盟郡公民館連合会一覧	
4 県内公立公民館一覧	

第 39 回 福岡県公民館大会に寄せて



福岡県公民館連合会会長 鍵 水 速 太

本日ここに、県内各地から多数の皆様方の参加を得て、第39回福岡県公民館大会がこのように盛大に開催できますことは、ひとえに関係各位の御尽力の賜であり、深く感謝申し上げます。

また、この度、わが国の公民館活動の先駆的・先導的役割を果たしてきた本県の公民館の40年の歴史を「福岡県公民館のあゆみ」として発刊することができました。この記念誌の発刊に関しましては、編集委員の皆様をはじめ、関係者の並々ならぬ御労苦に対して心から感謝申し上げます。本日御参集の方々はもちろん、本県の公民館関係者におかれましては、公民館に情熱を注いでこられた諸先輩の思いをお汲み取りいただくとともに、今後の公民館運営の指針として御活用くださるようお願い申し上げます。

さて、今日の急激な社会変化に伴い、人々の学習ニーズも多様化、高度化してきており、それに応える生涯学習推進の拠点である公民館の役割は、一段と重要さを増してきております。特に、本年は、120年の長期にわたり続いてきました教育制度が、9月から実施されます「学校週5日制」により、大きく変わる年でもあります。

文部省は、本年2月に、休日の拡大等に対応した青少年の学校外活動の充実について、公民館関係者も含め各方面から参画いただいた、「青少年の学校外活動に関する調査研究協力者会議」の審議のまとめ（資料掲載）を発表しておりますが、「学校週5日制」は単に学校教育制度の変化ではなく、教育に対する考え方を変えていこうとする制度として、社会教育にとっても誠に重要な意味をもっています。

福岡県公民館連合会といたしましては、この「学校週5日制」の実施の機会をとらえ、公民館が地域住民の生涯学習の拠点として、また地域に返ってくる子ども達が学習や活動を展開する中心的役割を果たす公民館としての機能の回復を図るとともに、親や地域の大人が新しい教育観、学力観をつくりあげていくための実践の場と成り得ることを切に願うものであります。

本大会では、「生涯学習時代に対応する公民館活動のあり方」をテーマとしながら、「学校週5日制」にも一部スポットを当て、各ブロックから提出していただいた事例をもとに、活発な討議を重ねていただくことになっており、その成果を大いに期待しているところであります。

終わりに、本大会を契機として福岡県の公民館関係者が心を一つにして、自信と誇りをもって生涯学習時代に即応する公民館づくりを目指し、ますます精進されることを祈念いたします。

第39回 福岡県公民館大会開催要項

1 趣 旨

学校週5日制の実施など、本格的な生涯学習時代を迎え、地域における社会教育の中心施設である公民館の果たす役割と機能は、ますます重視されてきている。

そこで、県内の公民館関係者が一堂に会し、生涯学習時代に対応する公民館活動のあり方を求めて、日頃の実践活動の現状及び当面する課題などについて相互理解を深め、公民館の充実・発展に資する。

2 大会テーマ

生涯学習時代に対応する公民館活動のあり方

3 主 催

福岡県公民館連合会、福岡県教育委員会、久留米市教育委員会

4 後 援

福岡県、久留米市、福岡県市長会、福岡県町村会、福岡県市町村教育委員会連絡協議会、福岡県社会教育委員連絡協議会、福岡県視聴覚教育協会、福岡県青少年問題協議会、福岡県PTA連合会、福岡県郡市婦人会連絡協議会、福岡県青年団協議会、福岡県子ども会連合会、福岡県明るい選挙推進協議会、福岡県貯蓄推進委員会、久留米市校区公民館連合会

5 期 日 平成4年7月30日(木)

6 会 場 久留米市石橋文化ホール(主会場)ほか
〒830 久留米市野中町1015 TEL0942-33-2271

7 参 加 者 約1,000名

公民館職員、公民館運営審議会委員、自治(町内)公民館関係者、社会教育委員、行政関係者、公民館利用者

8 日 程

- 9：15～10：00 受 付
- 10：00～11：00 大会式典
主催者あいさつ
来賓祝辞
表彰式
日程説明
- 11：00～12：15 記念講演
演題：学校週5日制…公民館はどうする!!
講師：元国立阿蘇青年の家事業課長
元熊本県下益城郡小川町中央公民館長 松本 和良 氏
- 12：15～12：20 次期開催地（南筑後地区）代表あいさつ
- 12：20～13：30 昼食・移動
- 13：30～16：00 分科会
- 16：00 閉 会

会 場 一 覧

分科会場	分科会	施設名
	1	石橋文化センター 共同ホール
	2	久留米市勤労青少年ホーム 軽運動室
	3	石橋文化会館 小ホール
	4	石橋文化ホール
	5	久留米市民図書館 視聴覚ホール

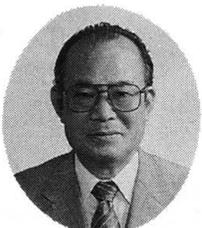
全体会場	久留米市 石橋文化ホール
------	--------------

9 分科会構成

分科会名		討議のねらい	討議の柱
1	学習機会の提供と公民館	学習機会提供の拠点としての公民館のあり方を考える	<ul style="list-style-type: none"> ・学習機会の拡充のあり方について ・子ども向け活動プログラム開発のあり方について
2	学習情報の提供と公民館	学習情報提供・学習相談の拠点としての公民館のあり方を考える	<ul style="list-style-type: none"> ・学習情報の効果的な収集と提供のあり方について ・学習相談事業のあり方について
3	学習集団の育成と公民館	学習活動を結ぶ拠点としての公民館のあり方を考える	<ul style="list-style-type: none"> ・学習団体・グループの育成と援助のあり方について ・子どもサークルの育成と援助のあり方について
4	学習・交流活動の推進と自治公民館	学習・交流の場としての自治公民館のあり方を考える	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の学習活動を推進する自治公民館のあり方について ・地域住民の交流を推進する自治公民館のあり方について
5	同和教育の推進と公民館	同和教育を推進する公民館のあり方を考える	<ul style="list-style-type: none"> ・同和教育の学習計画と展開のあり方について ・同和問題解決のための啓発活動のあり方について

助言者	司会者	事例発表者	記録者	会場責任者
県立社会教育総合センター 研修課長 宮野 哲美	志摩町教育委員会 派遣社会教育主事 徳田 猛	福岡市早良公民館 館長 余田 幸夫 前原町前原南公民館 館長 原田 昭作	甘木市教育委員会 社会教育指導員 大楠 明久	甘木市馬田公民館 主事 草場 堅
元県立社会教育総合センター 指導員 久家 貞美	北九州市小倉南中央公民館 社会教育主事 植村 一博	中間市中央公民館 館長 大丸 勝彦 北九州市戸畑中央公民館 社会教育主事 宮川偉八郎	大刀洗町公民館 主事 平田 栄一	北野町中央公民館 主事 南島 成司
純真女子短期大学教授 川原 黎治	京築教育事務所 主任社会教育主事 小松 憲道	豊津町中央公民館 館長 白石 規高 大牟田市教育委員会 社会教育主事 三沢 統吾	吉井町中央公民館 主査 佐藤 和弘	浮羽町公民館 係長 楠原 利春
県教育庁指導第二部社会教育課 社会教育主事 今村 隆信	南筑後教育事務所 主任社会教育主事 砥上 廣明	三橋町中央公民館 館長 藤丸 末男 直方市感田校区公民館 館長 橋 主税	小郡市中央公民館 主事 木太久 直	小郡市中央公民館 主事 有馬 義明
県教育庁指導第二部同和教育課指導主事 永富 淳一	筑豊教育事務所 主任社会教育主事 堀 長直	田川市下伊田公民館 館長 山本 守雄 吉富町公民館 館長 樋口 翌	朝倉町公民館 主事 田中 春美	三輪町公民館 主事 内堀 正清

平成4年度 公民館役職員表彰一覧

<p>公民館の役職員として、地域の公民館活動の振興に顕著な功績があったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公立公民館職員 勤続 10年以上 ・ 自治（町内）公民館長・主事 勤続 5年以上 ・ 公民館運営審議会委員 勤続 5年以上 	 <p>ほんごうしげたろう 本郷 繁太郎</p> <p>福岡市東区 干早公民館 館長</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 東区公民館長会の役員として、区内の公民館の連携強化を図るとともに、職員研修の充実に努めた。 2. 特にコミュニティづくりとして高齢者と子ども世代間交流事業を積極的に推進した。
 <p>かじ たにあき はる 梶谷 昭晴</p> <p>北九州市八幡東区 前田公民館 館長</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 北九州市社会教育放送利用研究会に所属し、放送利用を公民館事業に積極的に取り入れ活動の活性を図った。 2. 公民館委嘱事業で「青少年健全育成と公民館のかかわり」をテーマとして、事業の拡大と充実を図るため、地域関係団体と連携して事業に取り組んだ。 	 <p>いち はしちようのすけ 市橋 長之助</p> <p>福岡市中央区 警固公民館 館長</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住民相互の連帯を促進し、一人ひとりが大切にされる町づくりとして、校区人権尊重推進協議会の結成に尽力した。 2. 地域住民の声に応える公民館経営をめざし、仲間づくり、生きがいづくり、健康増進等各種学級、講座の開設に努めた。
 <p>おのふみなが 小野 文永</p> <p>北九州市八幡西区 穴生公民館 技術吏員</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 永年にわたり、公民館職員として地域住民の相互理解と事業参加による生涯学習の拠点としての公民館活動の振興に貢献した。 	 <p>もりもり 森 榮</p> <p>福岡市南区 長住西長住公民館 館長</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 差別のない明るく住みよい地域づくりをめざし、校区人権尊重推進協議会の結成に寄与した。 2. 公運審委員に7名の女性委員の登用を行うなど、幅広い住民参加による公民館運営に努めた。さらにコミュニティづくりをめざす長住祭を定着させた。



そえ た みのる
副 田 稔

福岡市城南区

長尾公民館 館長

1. 青年学級の開設、青少年の野外活動、スポーツ、レクリエーション等青少年の健全育成に積極的に取り組んだ。
2. 人権尊重推進の輪を広げるため、各種団体の協力を得るなど組織づくりに努めた。



む とう かず みつ
武 藤 一 光

大牟田市

大牟田市中央公民館
運営審議会委員

1. 公民館の施設設備（中央、地区館）の整備充実に貢献した。
2. 公民館事業（御木の国、幻の三大人物展等）の新しい開発と実施に多大な貢献をした。



よこ た ちえこ
横 田 智恵子

福岡市早良区

野芥公民館 主事

1. 地域自治活動の活性化を図るため「住んでよかった野芥の街」づくりに取り組み、その中心的役割を果たした。
2. 校区人権尊重推進協議会の結成や家庭教育ふれあい事業等の実施に貢献した。



みや もと ふみ お
宮 本 文 雄

山田市

上山田公民館 館長

1. 特に婦人学級、ボランティア活動の積極的に取り組み、その業績は大である。
2. 地域の花いっぱい運動等地域の環境美化に努めた。



いし だ やじろう
石 田 弥治郎

福岡市西区

今津公民館 館長

1. 公民館運営の基本に人権尊重の精神を据え、町別同和教育研修、公運審委員研修等諸研修及び事業を展開し、校区人権尊重推進協議会の結成、発展に努めた。
2. 幅広い識見を活かし、地域の社会教育の推進に貢献した。



さい た やす ひろ
才 田 泰 弘

甘木市

安川公民館 館長

1. 「人づくり」をモットーに地域住民の交流事業の実施、公民館便りの発行等公民館活動の活性化に努めた。
2. 青少年健全育成に力を注ぎ、スポーツ少年団の育成、親子球技大会等の推進を図った。



しげ まつ かおる
重 松 薫

豊橋市
山田公民館 館長

1. 婦人学級、家庭教育学級並びに同和教育推進等生涯学習の場としての公民館事業に積極的に取り組んだ。
2. 郷土芸能「山田の感能楽」の伝承のため、継承者の育成に努めた。



いな なが えい いち
稲 永 英 一

志免町
志免町中央公民館 主事

1. 中央公民館図書司書として、開館より施設設備の充実及び学習活動の内容充実に努めた。
2. 社会体育にも積極的に取り組み町民のスポーツ及び軽運動の普及・発展に尽力した。



しま たけ お
島 田 武 雄

中間市
中間市中央公民館
運営審議会委員

1. 子ども会育成組織の充実を提唱するとともに、青少年健全育成事業（ふるさと子どもまつり、親子ふれあい教育等）の推進に尽力した。
2. 学習情報の提供、地域コミュニケーションの促進を図るため、手づくり広報紙講座、自治公民館広報紙コンクールの開催等、公立、自治公民館の発展に尽力した。



よし だ かな お
吉 田 金 生

芦屋町
芦屋町公民館
運営審議会委員

1. 地区の子ども会及び婦人会活動のリーダーの養成及び組織の強化に努めるとともに、世代間交流の促進を図った。
2. 高齢者対象の訪問活動を推進し、地域の高齢者の生きがいづくりに尽力した。



かごしま トシ子
鹿児島 トシ子

大野城市
大野城市中央公民館
運営審議会委員

1. 地域貸出文庫連絡協議会長を兼ね、毎年「親子読書のつどい」「親子読書会」を実施し、図書書の普及に努めた。その実績として、10年間に貸出文庫数は17か所から26か所へ、蔵書数は8,000冊から34,000冊と増加した。



え とう くに お
江 藤 州 翁

浮羽町
浮羽町公民館 主事

1. 地区館・分館の指導育成に努め、地域における公民館活動をリードし、その活性化を図った。
2. 芸能文化・スポーツ等の企画・実施を積極的に行い、町民の連帯と融和の醸成に努めた。



もり した きよ子
森 下 キヌ子

糸田町

糸田町公民館
運営審議会委員

1. 公民館事業及び地域行事等、特に婦人を対象とした事業に積極に取り組み、地域の活性化に尽力した。



ひ はら まさ みつ
日 原 正 光

北九州市若松区

第9区公民館 館長

1. 若松区公民館連合会及び都市部会の役員として公民館活動の振興・発展に貢献した。
2. 青少年健全育成及び地域の福祉厚生に尽力した。



た なか そうさぶろう
田 中 総三郎

北九州市門司区

小森江西公民館 館長

1. 公民館発足より永きにわたり、公民館活動に尽力し、地域コミュニティの中核としての公民館の位置づけを確立させた。
2. 体育指導員として地域の体育の振興に努めるとともに、公民館主事会の役員として、主事の研修会を実施するなど職員の資質の向上に努めた。



こ が やす お
古 賀 保 男

久留米市

篠山校区公民館 館長

1. 校区民の学習活動、文化・スポーツ活動及び各種団体の育成に努め、住民の信頼も大きい。
2. 校区民歩こう会、校区あげての記念事業の実施等、幼児から高齢者までの健康とふれあいの促進に尽力した。



まつ もと しず お
松 本 静 夫

北九州市小倉北区

泉台公民館 館長

1. 小倉北区青少年問題連絡会議の議長としても活躍し、中学生球技大会、青少年非行防止キャンペーン等に取り組み、青少年健全育成に貢献した。
2. 地域の福祉厚生に尽力した。



はやし たか し
林 高 司

直方市

西校区公民館 館長

1. スポーツを通して青少年の健全育成と住民の健康づくりに努めた。
2. 各種団体との連携を図るための公民館事業の推進に努めた。



ひがし せいいち
東 栄三

飯塚市
柏の森町内公民館 館長

1. 公民館運営組織の確立を図り、円滑な公民館活動の推進に尽力した。
2. 子ども会、婦人部、老人クラブ等の団体の連携行事に取り組みその育成に努めた。



さけ み ふく み
酒見福見

大川市
北島町公民館 館長

1. 地域住民の教養、文化の向上及び体力の増強に努めるとともに豊かなまちづくりに貢献した。



やま だ たか まさ
山田孝正

田川市
猪国公民館 館長

1. 校区において「鬼火たこ上げ大会」「盆踊り大会」等を開催し、青少年の健全育成及び世代間の交流を深めることにより住民の意識の高揚を図った。
2. 各種グループ、サークルの育成に積極的に尽力した。



さ さ き ま さ み
佐々木昌美

筑紫野市
山家中央区小地区
公民館 主事

1. 自治公民館の運営委員、館長、主事等を歴任し、特に青少年の健全育成に尽力した。
2. 市小地区公民館連絡協議会の役員として、研修体制づくりに努めた。



え さ き ひろ し
江崎廣巳

筑後市
常用公民館 館長

1. 特に青少年活動に力を入れ、子ども会の育成、交通指導には、顕著な功績を納めた。
2. 市公民館連絡協議会の理事として、市の「まちづくり」運動に尽力した。



ふる かわ かず お
古川萬雄

宗像市
畑自治公民館運営委員

1. 地区に「モデル自治公民館制度」を設置し、自治公民館活動の活性化を図った。
2. 冬期事業として、誰も気軽に参加できる「綱引き大会」を新設。また功労者の表彰規程を設けるなど、地域づくり、人づくりに尽力した。



て しば あらた
手 柴 新

三輪町

高田区公民館 館長

1. 文化、体育事業を通して区民の融和を深める活動に努めた。
2. 公民館だよりを発行する等、広報活動にも積極的に取り組んだ。



しゆくり きだ じ
宿 利 定 司

糸田町

打越地区公民館 館長

1. 地域住民のため、社会教育講座を開設し、住民の自治意識の高揚を図った。
2. 公運審委員、社会教育委員として中央公民館、地区公民館の建設及び運営に努めた。



しば た ちよき
渋 田 千代喜

城島町

平野公民館 館長

1. 特に地域のふれあい、仲間づくり、思いやりを重視し、地区の運動会、地区の敬老会、子どもの水難事故をなくするための川まつりの行事等、地域単位の様々の事業の取り組みに尽力した。

平成4年度 優良公民館表彰一覧

種別	番号	市郡名	公民館名	所在地	館長名	施
						敷地面積
公立 公民館	1	北九州市	おぐら 尾倉公民館	〒805 北九州市八幡東区尾倉 1丁目15-2 TEL(093)-661-0516	伊熊 孝	m ² 2,553
	2	福岡市	みわだい 美和台公民館	〒811-02 福岡市東区美和台 1-3-12 TEL(092)-607-0294	中嶋 享	512
	3		ひしろだ 席田公民館	〒812 福岡市博多区空港前 3-21-30 TEL(092)-611-0315	常岡 秀視	787
	4		たかみや 高宮公民館	〒810 福岡市中央区大宮 2-2-11 TEL(092)-531-0029	大町 緑	400
	5		たまがわ 玉川公民館	〒815 福岡市南区向野 1-3-23 TEL(092)-541-3212	宮脇 勝海	736
	6		はたえ 片江公民館	〒814-01 福岡市城南区片江 5-35-20 TEL(092)-871-1219	古野 春雄	774

設 状 況		設備の状況	推 薦 の 理 由	
建物延面積	構 造			建築年月日
500 m ²	鉄 筋 2階建	昭52. 12. 3	講堂 和室(2) 会議室(2)	新しい時代に対応した魅力あふれる公民館づくりをモットーに、ユニークな文化講座、美しい施設づくりとして市民ロビー、和室庭園の設置等公民館のイメージアップに取り組んでいる。
272	木 造 2階建	昭52. 4. 1	講堂 学習室 和室	子どもの文化・スポーツ活動、高齢者の学習活動等、公民館が地域住民の学び・集う館としての役割を十分果たしている。
460	鉄 筋 2階建	昭55. 3. 31	講堂 学習室 会議室 和室	差別のない明るい町づくりのために、識字学級や同和研修など社会同和教育に積極的に取り組むとともに、住民の自発的な人権啓発活動を支援している。
331	鉄 筋 2階建	平元 4. 1	講堂 会議室 和室	「ふれあい」をモットーに同和教育の推進、高齢者教育の充実、女性の自立促進及び青少年の健全育成に関する事業を積極的に取り組んでいる。
331	木 造 2階建	昭50. 1. 31	講堂 学習室 会議室 和室	地域の団体との連携を深め、コミュニティづくりと青少年健全育成活動及び環境浄化活動を推進している。
280	鉄 筋 3階建	昭55. 8. 11	講堂 学習室 和室	青少年健全育成、中高年齢者の学習機会の拡充に努め、地域の生涯学習の拠点として活発な公民館活動を行っている。

種別	番号	市郡名	公民館名	所在地	館長名	施
						敷地面積
						m ²
公立 公民館	7	福岡市	おおはら 大原公民館	〒814 福岡市早良区原 4-11-12 TEL(092)-822-0428	石橋敏男	513
	8		しもやまと 下山門公民館	〒819 福岡市西区下山門 4-14-38 TEL(092)-881-8383	宮崎孝夫	421
	9	甘木市	かみあきづき 上秋月公民館	〒838 甘木市大字上秋月 1732-1 TEL(0946)-25-0457	中野芳保	1,831
自治 公民館	10	大牟田市	しもかめざき 下亀崎公民館	〒837 大牟田市大字岩崎字 浦畑879-1	中本博	238
	11	久留米市	あいかわこうく 合川校区公民館	〒830 久留米市合川町 354-1 TEL(0942)-43-4506	佐藤成次	1,140
	12	田川市	ほしいひかし 楠東公民館	〒825 田川市字楠1013番地	千手知人	821

設 状 況		設備の状況	推 薦 の 理 由	
建物延面積	構 造			建築年月日
290 m ²	鉄 筋 2階建	昭57. 3. 31	講堂 学習室 和室	地域の核となる指導者の研修講座、親子の人間関係を見直す「親業」講座、成人男子を対象とした「おやじ学入門」講座など住民の学習要求に応える事業を展開している。
296	木 造 2階建	昭50. 3. 27	講堂 学習室 和室	同和問題の解決をめざして、人権尊重の視点に立った講座、研修会を積極的に実施するほか、地域住民の自発的な人権啓発活動を支援するなど、差別のない明るい地域づくりに努めた。
598	木 造 平屋建 (1部2階)	昭36. 8. 8	集会場 大広間 調理室 和室(2階)	盆踊り大会、体育祭、文化祭の三大行事には全世帯参加を呼びかけ、住民の親睦と融和が積極的に図られている。またサークル活動の推進に努めている。
157	木 造	平 2. 7. 14	大広間 和室(2)	昭和60年公民館建替の建設委員会を発足させ資金確保に取り組み、平成2年7月に新しい公民館が落成した。新しい環境の中で住民相互の親睦と文化福祉活動が活発に行われ、市内の模範となっている。
502	鉄 筋 2階建	昭60. 4. 1	大ホール 図書室 調理室 会議室	婦人学級等の学習活動及び文化芸能大会・スポーツ行事を校区民一体となって実施している。また中学校卒業生を祝う「立志式」を25年間続けている。
293	鉄 筋 平屋建	昭54. 4. 10	ステージ 会議室 和室 調理室	世代交流と地域コミュニティづくりを目標として各種講座、教室、趣味のグループ活動が、組織部会を中心として活発に実施されている。

種別	番号	市郡名	公民館名	所在地	館長名	施
						敷地面積
自治 公 民 館	13	柳川市	こうじやまち 糺屋町公民館	〒832 柳川市糺屋町25番地 TEL(0944)-73-4590	江崎善保	m ² 112
	14	筑後市	はいぬづか 羽犬塚公民館	〒833 筑後市羽犬塚479 TEL(0942)-53-0752	久保安	739
	15	大川市	おおさかい 大坂井公民館	〒831 大川市大字坂井4-1 TEL(0944)-87-6933	古賀道雄	340
	16	小郡市	こが 古賀公民館	〒838-01 小郡市三沢7225-24 TEL(0942)-75-4131	成富久	598
	17	筑紫野市	ひかりがおか 光ヶ丘小地区 公民館	〒818 筑紫野市大字隈 578-1 TEL(092)-926-4049	佐藤悟	800
	18	大野城市	おとがな 乙金公民分館	〒816 大野城市大字乙金 754-5 TEL(092)-504-1870	重松義久	500

設 状 況		設備の状況	推 薦 の 理 由
建物延面積	構 造		
m ² 103	木 造	昭56	会議室 台所 公民館を「生涯学習の場の提供」として、町民の連帯感を強める趣味のグループ活動及び町民の健康と融和を図るスポーツ、レクリエーション行事が活発に行われている。
292	木 造 平屋建	昭52. 5. 15	大広間 和室 調理室 区民が一体となった体育・文化行事及び親睦を図るための趣味の会等、多岐にわたる活動が行われ、また小学校と隣接しており、地域づくりのセンターとして利用されている。
146	木 造 平屋建	平元. 9. 3	畳の間 広間 炊事場 平成2年度市の生涯学習推進モデル地区の指定を受け、地域住民の連帯感を高める学習活動と地域行事の参加意識が増進され、地域の活発化が図られた。
184	木 造 平屋建	昭50	大ホール 和室(2) 料理実習室 市のモデル公民館の委嘱を機に、新しい組織「文化福祉部」の設置、ふるさとづくり標語の募集等実施し、新旧住民の連帯感とふる里意識の高揚に成果をあげた。
386	木 造 平 屋 (1部2階)	平 3. 3. 27	集会室 会議室 和室 調理室 「新しいまちづくりは公民館から」をモットーに全区民参加の公民館事業の実施に努めている。公民館報の発行、公民館まつりの実施、自主グループ・サークルの活動及び体育行事の実施等、活発な活動が行われている。
371	鉄 筋 2階建	昭51. 3	学習室 集会室 休けい室 調理室 新旧住民が混住した地域で住民の融和を図る事業が積極的に実施されている。特に3年度地域の伝統行事に新住民が新しい企画を加え、「ふるさと祭り」を住民が一体となって開催し、成功を納めた。

種別	番号	市郡名	公民館名	所在地	館長名	施
						敷地面積
自治	19	遠賀郡 岡垣町	えびつ台公民館	〒811-42 遠賀郡岡垣町山田 1170-168 TEL(093)-282-9837	豊島 石太郎	m ² 408
	20	三潞郡 城島町	うきしま 浮島公民館	〒830-02 三潞郡城島町浮島388 TEL(0942)-62-5784	森崎 一誠	2,317
公民館	21	筑紫郡 那珂川町	かたなわうらの はるく 片繩浦の原区 公民館	〒811-12 筑紫郡那珂川町片繩 1053 TEL(092)-952-5939	八幡 寛	364
	22	浮羽郡 浮羽町	ひかしうきは 東浮羽公民館	〒839-14 浮羽郡浮羽町大字浮羽 897-1 TEL(09437)-7-2909	田中 唯夫	135
	23	田川郡 添田町	そえだひかし 添田東公民館	〒824-06 田川郡添田町大字添田 1382 TEL(0947)-82-0710	桑野 裕之	147

設 状 況			設備の状況	推 薦 の 理 由
建物延面積	構 造	建築年月日		
176 m ²	木 造 2階建	昭63. 9. 1	大ホール 会議室(2) 図書室 調理室	子どもを中心とした文庫活動、毎月会報「公民館だより」を発行し、全世帯に配布、有線放送による住民への情報提供、同好会活動等住民の交流の場、学習の場及び情報提供の機能を果たす中心施設となっている。
409	鉄 筋 2階建	昭51. 12. 12	会議室(2) 談話室 和室 調理実習室	敬老会、盆踊り、運動会、文化祭、成人式などの行事が長年盛大に実施されている。また町行事にも積極的に参加するなど、住民の融和と連帯が図られている。
883	木 造 平屋建	昭54. 10. 30	和室 (ステージ付) 和室(2) 調理室	区の人口の大半は転入された住民で構成されているなかで、地域コミュニティづくりを重点においた事業が積極的に実施されている。年4回の広報誌の発行、年々増えているサークル活動は、将来区民全員が何かのサークルに所属していく展望をもっている。
290	木 造	昭58. 2. 28	研修室 会議室(和室) 調理実習室	健康・環境問題、地域福祉のあり方等を学ぶ学習活動、隣組対抗のビーチ大会、ソフトボール大会等の体育活動、老人クラブ、小中子ども会参加の奉仕活動等、明るい町づくりをめざした活動が行われている。
220	木 造	昭54. 3. 11	集会室 和室 調理室	人間性豊かな環境と地域の和を大切にす活動が実施され実績をあげている。郷土の伝統の継承と地域文化の向上を図るための文化講演会の実施、レクリエーションを通して地域の和を図る球技大会、登山の実施など活発に行われている。

「学校週5日制……公民館はどうする!!」



元国立阿蘇青年の家事業課長
元熊本県下益城郡小川町中央公民館長

松 本 和 良 氏

〔略歴〕

- ◇ 公立中学校教諭
- ◇ 熊本県教育庁社会教育課社会教育主事
- ◇ 熊本県教育庁社会教育課主幹
- ◇ 熊本県教育庁社会教育課課長補佐
- ◇ 文部省事務官国立阿蘇青年の家専門職員
- ◇ 文部省事務官国立阿蘇青年の家事業課長
- ◇ 熊本県立天草青年の家所長
- ◇ 公立小学校校長
- ◇ 小川町中央公民館長
- ◇ 社会教育評論家（現在）

福岡県の公民館に捧げるうた

がんばれ公民館
がんばれ公民館
がんばれ公民館
がんばれ公民館
手と 手と 手と 手と
えい えい えい おー
がんばれ公民館

学校週5日制と公民館活動

1. 国際社会（グローバル・パートナーシップ）で問われている日本の立場

2. 週休2日制と学校週5日制

- ◇ 新経済5ヶ年計画に見る就業時間短縮
- ◇ 大人の立場と子どもの立場
- ◇ 学校開放と地域活動の連携

3. 日本の風土が育んだムラのきずな

- ◇ 四季有情が育てた日本人の心
- ◇ 今、地方の時代とは

4. 地区自治公民館活動に対する今日的期待（スライド紹介）

- ◇ 社会教育類似施設の取り組み
- ◇ 新しい発想をめぐって

5. 地域は、永遠の学校だ

- ◇ 地域に、教育力はあるのか
- ◇ 子ども達の社会化のために何ができるか

~x ε~

分科会事例発表要旨

第1分科会

学習機会の提供と公民館

討議のテーマ 学習機会提供の拠点としての公民館のあり方を考える

- ・学習機会の拡充のあり方について
- ・子ども向け活動プログラム開発のあり方について

助言者	県立社会教育総合センター研修課 課長	宮野 哲美
司会者	志摩町教育委員会 派遣社会教育主事	徳田 猛
記録者	甘木市教育委員会 社会教育指導員	大楠 明久
会場責任者	甘木市馬田公民館 主事	草場 堅

出かける社会教育の経緯と現状

福岡市早良公民館 館長 餘田 幸夫

1 はじめに

昭和50年3月1日、早良郡早良町が1郡1町の人口1万人足らずの町として福岡市に合併した。

福岡市の西南部、脊振山塊の北側に位置し、室見川の上流に福岡市の上水用第1号としての曲淵ダムをかかえ、福岡と佐賀の両市を結ぶ三瀬トンネル越えの国道263号線が縦走し、脊振山麓には主基齊田跡地を有する脇山地区。山塊北側一帯は風光明媚の景勝に富み、早良山野の豊かな産物は福岡市場を賑わしている。

面積は75.8平方軒で早良区の79パーセント、福岡市全体からみると23パーセントを占めており、市にとっても、緑と、清らかな空気と、清流の宝庫である。

2 福岡市合併と早良公民館の沿革

福岡市は、1小学校区1公民館方式で推進されているが、当早良公民館がある早良地区

には、入部・脇山・内野・曲淵の4小学校があり、当館はその中心部に中央公民館的な施設として他公民館の4倍の面積（敷地3,266㎡・床延1,063㎡）で建設され、昭和50年5月に早良公民館は開館した。当時の職員としては館長1名（非常勤）、社会教育主事、公民館主事各1名（常勤）、管理人1名の4名体制であった。

その後早良公民館区は、市の発展と共に急速な進展をみて、1小学校が新設（早良小学校）されるに至り5小学校区を担当することになる。資料3で見れるように、世帯数・人口共に倍増し、館区内も合併当時からみると大変な変容をきたしてきた。

館区住民の社会教育に対する熱意と、今後の地域発展に期待を寄せ、市の行政体制が校区中心の縦割行政であることから、各校区自治連合会をはじめ、各種団体長・地域住民代

表者等からの強い要望によって、昭和61年度に1校区1公民館設置運動が起こり、陳情活動が熱心に継続推進なされ、市教育委員会においても深く理解されて、毎年1館ずつ建設しようということになり、6年越しに今年4月1日、内野公民館が開館した。

3 公民館の利用者状況から

昭和62年度の教室・講座・サークル等定期利用者状況は、利用者総数が438名である。

これを校区別に集計すると、

- 入部校区 155名 (35パーセント)
- 脇山校区 64名 (15パーセント)
- 早良校区 115名 (26パーセント)
- 曲淵校区 3名 (1パーセント)
- 館区外 12名 (3パーセント)

であり、この結果から利用の障害となっている要因を分析してみると、次のようなことが考えられる。

- (1) 早良公民館までの距離の問題。
- (2) " 交通の便及び交通費の問題。
- (3) 青年層・成人層・婦人層等に市街地への外勤者が急に多くなったこと。
- (4) 高齢者における野外スポーツの普及。(ゲートボール等)
- (5) 青年団体・婦人団体の解散。
- (6) 転入者の増加と地域が広範囲のため、公民館の場所すら知らない人もあり、自分達の公民館という意識が薄くなってきている。

そこで、その打開策として、館区住民に如何にして学習機会を拡充提供していくかということで、「出かける社会教育」、「出かける公民館」について運営審議会の意見をきいて実施することにした。

4 公民館の活動(事業)状況

当館は、人権尊重に視点をあてた内容の充

実と実践活動を図るために次の重点目標を掲げて運営を行っている。

- (1) 遠距離地域の事業推進(へき地教育も含む)
- (2) 補助事業や公民館講座等事業内容の見直しや呼びかけについて考えていく。
- (3) 青少年教育の振興と充実(青少年・PTA等各団体との連携)
- (4) 同和教育の推進(町内別同和教育研修・サークル同和教育研修等)と学習内容の充実。
- (5) 社会教育団体の育成及びリーダーの育成や地域組織団体・機関との連携。
- (6) 広報活動の充実。

〈事業の状況〉

教室・学級・講座等長期的事業への参加者が固定化してきた。また男性よりも女性の数が圧倒的に多い。人権講座の参加者数が多くなってきたこと。はじめて開催した「ワープロセミナー」は時期を得た事業として超満員だった。社会体育的事業も全般的に盛会で、子ども会指導者の審判実技講習会には特にお母さん方の参加が多かった。

5 出かける社会教育の状況と今後の課題

(1) 出かける社会教育の状況

ア 出かける公民館講座

遠い校区、地区、利用度の低い町を中心に、婦人・高齢者を対象に、代表者と打合せができて、30名内外の参加を得てムードもよかった。(6回実施)

イ 町内別同和教育研修会(町別学習会)

昭和48年4月(早良町時代)から、「各町内年3回以上学習会を実施しよう。」という申合わせによって、今日まで19年間継続してきた。学習計画については、町内役員と公民館とで話し合っ

作れるようになってきた。内容、教材・講師の紹介等については公民館で計画一覧表を1ヶ月前に作成して教育委員会に提出し、実施しているが、殆どが夜の学習会である。

ウ 僻地（板屋地区）教育

脊振山麓に25世帯数からなる集落で、福岡市教育委員会の直接予算で事業を推進しているが、館区内であることから、毎回公民館職員も出席して企画運営にあたっている。会場は、板屋婦人児童ホームで、大部分が夜の学習である。

(2) 今後の課題

平成4年度から内野公民館が開設されたので、入部・脇山・早良の3校区の実

態を踏まえながら、昨年の反省に立って館区民への学習機会の提供と拡充に努めなければならない。

そこで、今後の課題として次のことを確認した。

- 事業を組む前に代表者と十分打ち合わせること。
- 広報活動に工夫をし、1人でも多く参加されるように努めること。○その地域の必要課題を掘み、解決できるように努力すること。
- 夜の事業に対する講師の問題を十分考える。
- 職員の勤務時間の割り振りをし、お互いに健康管理に努める。

6 おわりに

たけのこ文庫の活動について

前原町立前原南公民館 館長 原 田 昭 作

1 はじめに

前原町は、福岡市の西区に隣接し、近年福岡市のベッドタウンとして、人口増加が急速に進んでいます。

人口も5万人を越え、本年10月には市政が施行される予定です。

自然環境も古代から開けた土地として多くの遺跡を残し、現在では玄海国定公園、脊振雷山県立自然公園として豊かな自然と緑にあふれています。玄界灘に通じる緑かがやく町として、各方面から注目を集めています。

『古代ロマンと緑かがやく快適生活文化都市——まえばる』をめざして、生涯学習のための各種施設の整備も進められようとしています。

2 たけのこ文庫のあゆみ

昭和55年、自宅に家庭文庫を開いた松尾初美さんの呼びかけで、主婦5人を中心に、旧前原中央公民館内に設立しました。

県立図書館からの貸出図書1,000冊での出発でした。昭和60年に南公民館図書室に移転、現在に至っています。

『親子で本に親しみましょう』という主旨のもと、会員制をとり、親子での参加、活動を中心にしてきました。町に図書館がないということもあって、利用者は南校区だけにとどまらず、町内全域に及んでいます。その後、せんだん文庫、つばさ文庫、つみき文庫が設立し、各校区の公民館図書室で活動しています。

たけのこ文庫では、会員制をとり、(約70

世帯、約230名)月、一世帯200円の会費をいただいで文庫の本を購入し、文庫の活動費に充ててきました。

現在、県立図書館の本、たけのこ文庫の本、公民館の本を合わせて約3,300冊で運営しています。今年4月より、地域の方々のより多くの利用を計るために、会員制を廃止しました。学校週5日制の実施にともない、土曜日の充実した過ごし方を考える時、親子で読書というゆったりとした時間を共有できるとしたらとてもすばらしい事ではないでしょうか。

3 年間活動

(1) 本の貸し出し

毎週土曜日、午後2時から4時まで

(2) 行事及びその他の活動

ア ひなまつり

- ・土曜日の文庫活動日に折り紙でおひな様を作ります。

イ 七夕会

- ・土曜日の文庫活動日に笹かざりを作り、読み聞かせ、OHP等を行います。

ウ 夏休み料理教室

- ・調理室を借りて親子で料理を作ります。

その時のお料理に関する絵本の読み聞かせ、紙芝居、エプロンシアター等を行いました。

エ 校区文化祭への参加

- ・たけのこ劇場として、読み聞かせ、人形劇、大型紙芝居、パネルシアターを行いました。

オ おたのしみ会

- ・クリスマス会です。
パネルシアター、ブックトーク、ゲーム、人形劇、読み聞かせを行っています。

カ 夢の会

- ・毎月、第2、3土曜日、2時から4時まで、布絵本やパネルシアター等を製作。

キ 本の読み聞かせ

- ・毎月、第1、3土曜日、3時より行っています。

(3) 県立図書館本の入れ替え

- ・年3回

(4) 運営委員会

- ・運営委員約10名で毎月1回、文庫の運営、行事の準備、読み聞かせの練習、本の選定、各研修会の報告等行っています。

(5) その他

- ・福岡市民図書館「婦人読書ボランティア養成講座」受講
- ・西市民センターお話し会参加。
- ・図書館見学

4 今後の課題

今まで自主活動という事で、会費だけで運営してきましたが、一般開放した事によって会費もとらない事にしました。そのため、図書購入が出来なくなりました。幅広い利用をしていただくためには、より多くの図書が必要です。又、町報、公民館だよりでも呼びかけていますが、貸し出し、県図書に入れ替え、読み聞かせ等、ボランティアの確保が心配です。

残念な事に、町には図書館がありません。住民の多くの方は、西市民センターや市民図書館等を利用しているのが現状です。

町でも生涯学習の一環として、図書館等の施設の整備を進める事になっておりますが、住民のニーズにかなう様な図書館が出来るのが、今後の文庫活動を進めていく上で、大きな課題の一つだと思います。

次の世代を担う子供達が地域と深くかかわり、住んでいる町を理解していく事を公民館活動を通して学んで欲しいと思います。

そのためには、子供達が楽しくいつでも利用できる、ひらかれた公民館として発展させなければなりません。たけのこの文庫活動がその役割を果たし、多くの住民によるこんでいただきたいと思います。

5 おわりに（公民館とのかかわり）

たけのこ文庫が一般開放となりました。このことは大きな出来事でした。

公民館に文庫はあるものの会員のための文庫であるため、正直いって本の取扱いの問題等で一般入場者の対応に気を使う状態でした。

これを機に公民館も積極的に応援する形となりました。まず、会費の収入がなくなり本の購入、活動資金の調達をしなければなりません。本の購入については、ただいま模索中ですが活動面については公民館運営審議会で賛同を受けてさらに校区の運営理事会にも青少年健全育成の一環として協力を呼びかけ承認をしていただきました。

また、現在10名程の方が継続してボランティアとして本の貸し出し、図書の入替え等を行っておりますがもっと多くの協力者が必要です。

町の広報誌、公民館便りで一般開放のお知らせをし、ボランティアの募集を行いました。その結果、4名の申出がありました。手伝っていただける方が増えれば週1回の貸し出しも、もっと活発になるでしょう。

今こうやって図書館に代わる広い意味での地域の文庫として充実にむけて歩み出しました。

たけのこ文庫の特色は、親子で利用できるということにあります。

単に子ども向けだけでなく、大人の方の利用も多いようです。4～5冊まとめて「1週間ぶんよ」といって借りている方もあります。

ベビーカーを押して2～3人で行く方もあります。歩いてくる距離の地域の図書館、そしてそこへ行けば本はもちろん、子育て談義、そして先輩の助言、輪が広がります。そうやって育ってきた子どもたちは、中学生になっても一人でやってきて本を借りて帰っています。

地域の文化活動はなかなか成果が目に見えるものではないのでどうしても置き去りになりがちです。若いお母さん、小中学生が集まるように公民館としてもおおいにバックアップする姿勢でいます。

大きい広がりとなることを期待しています。

第2分科会

学習情報の提供と公民館

討議のテーマ 学習情報提供・学習相談の拠点としての公民館のあり方を考える

・学習情報の効果的な収集と提供のあり方について

・学習相談事業のあり方について

助言者 元県立社会教育総合センター 指導員 久家 貞美

司会者 北九州市小倉南中央公民館 社会教育主事 植村 一博

記録者 大刀洗町公民館 主事 平田 栄一

会場責任者 北野町中央公民館 主事 南島 成司

学習情報の提供と公民館

中間市中央公民館 館長 大丸 勝彦

はじめに

「市民参加のふる里」なかま市とは。

中間市は福岡県の北部に位置し東と南は北九州市八幡西区に、西は鞍手郡鞍手町及び遠賀郡遠賀町に、北は遠賀郡水巻町にそれぞれ接し昭和33年11月1日県下で20番目に市制を施行した15.3平方キロメートルの県下でも小さな市です。

市のほぼ中央部を南北に遠賀川が貫流し市域を東西に二分しています。東部は住宅並びに商業地域を形成し人口の90%はこの地域に集中しており、西部は広い沖積平野で大部分は農耕地ですが一部が市の振興計画により工業団地となっています。

人口は平成4年5月現在49,926人でここ数年、若干ですが減少しています。一方世帯数については17,177世帯で逆に毎月増加するという少人数世帯化が進んでいます。又全人口

の14.5%にあたる約7,300人が65才以上でこれからの高齢化社会については行政をあげて充分に対応しなくてはならない課題です。

1 「学ぶ楽しさ、なかまづくりの輪を広める」公民館

市のほぼ中央部にある約90,000平方メートルのコミュニティ広場の一郭に鉄筋コンクリート造、3階建、延1,982平方メートルの中央公民館があります。この広場は生涯学習の拠点として市民図書館、歴史民俗資料館、勤労青少年ホーム、体育文化センターが建設されています。

この広場の各館は、

- (1) 心身ともに調和のとれた人づくり
- (2) ともに学び、ともに語らい、より生きがいのある人生
- (3) 人間を尊重する心のふれあい運動

などを広場共通の理念として「すこやかな都市」を目指しながら、生活、趣味、健康、

時事、歴史、法律など多岐にわたり講座や教室を開き住民の学習やふれあいの広場となっています。

又これらの館を使って自主サークル活動を活発に行っている団体も100を越え今後も増加が予測されます。

2 学習情報と学習相談について

生涯学習を学習者の自主性に基づき効果的に進めていくためには学習情報の提供が必須の要件となります。そしてこの情報の提供は常に学習相談と一対で考えられねばならないと思います。一般的には電話や来館による学習相談がありますがこれについての専門指導員は配置しておりません。いつでも誰でもが相談に対応できるよう常に学習情報の整理を行っており特に事例として発表をするものはありません。

このことは独自の広報等により学習情報の提供を頻繁に行っていることにより学習相談と一対効果が顕著にあらわれているものと思います。

そこで提供できる学習情報の収集について最も必要なことは、いま住民はどのような学習を望んでいるかを的確に把握することです。中央公民館ではその方法として各講座において当番学級生にその日の学級日誌を提出してもらっています。記入内容は受講者数、学習要点のほかは自由です。又講座の閉講日には総ての受講者に次回実施してほしい講座等のアンケートを求め新しい講座の参考にします。

そのほか年度末には各社会教育施設のサークルや利用者の代表に集まってもらい意見交換をしながら学習講座編成の資料としています。

今年もこれら意見の中から作成した講座や研修案内を全世帯に配布し活用してもらっています。

3 公民館広報と住民参加

近年、私達の身のまわりには多くの情報が伝わりますがこの情報の利用の仕方によっては快適な生活が送られるといっても過言ではないと思います。もしいま私達の社会に情報が全く途絶えたら恐らく大混乱が起こるのではないのでしょうか。このように大切な情報の伝達手段としては紙面による広報が住民の身近なものとして効果があります。

住民が必ず読んで、見て、聞いてくれる、広報紙を作成していくために、中央公民館、町内各公民館、PTA、家庭教育学級等の広報担当者が参加し手づくり広報紙講座を開講し、すぐれた学習情報とたゆまざる愛情を表現できる広報づくりにはげんでいます。担当者の広報紙作成上の共通の着眼点として次のことを考えています。

- (1) 主題 なにを主としてアピールするか。
- (2) 対象 この情報はどのような年齢層、又どのようなグループを重点とするか。
- (3) 手段 どんな媒体をもちい、どんな表現をもちいるか。
- (4) 時機 それはいつか、又どのような順序で提供するか。
- (5) 経費 この情報提供にはどれだけの経費を要するか。

そしてこれら広報の成果発表の場として毎年1回公民館広報紙コンクールを実施し学習情報や催し等、地域に親しまれる広報紙発行館を表彰しています。

いまでは町内公民館のほとんどがこのコンクールに参加しそれぞれの特色ある広報紙について審査の先生方より好評をいただくまでになっています。

このほか中央公民館が発行する広報として「いきいきライフ」A3版、4ページ～6ペー

ジを隔月ごとに発行し学習情報の提供を行っています。最近「そんな講座がっているなんて私は知らなかった」という人がすくなくなり各講座や催しに多くの参加申込みがあることは情報提供の効果があらわれていると思っています。

平成3年度における中央公民館の利用者数は65,500人そのうち学習や研修に参加した人44,935人で利用件数は2,579件でした。

おわりに

人が健康で生きがいのある人生をきづく力は生涯にわたる学習から生みだされます。このようにいま生涯学習の時代とさかんにいわれますが私達の身の回りを見渡しても生活の基準が変わったわけでもなく、学ぶ機会や条件が豊かになったわけでもありません。

まず自分が学ぶことなしには複雑きわめる

現代社会に対応して行けない時代だと思えます。例えば子供の教育、9月12日から始まる学校5日制の問題、福祉の充実や環境の整備の問題、これから進むであろう高齢化社会の問題など、どれをとっても自分が学ぶことなしには一歩も前進できないのではないのでしょうか。

住民がこの生涯学習時代に対応できる学習の企画、情報の提供の重要性がここにあります。中央公民館はこの学習の拠点として前述したアンケート調査や講座参加者の意見等に加え公民館モニター制度の導入を検討するなど生涯学習がより広く、より深く地域に根づき住民の生活の中に定着するよう学習情報の提供手段としての広報紙を充実していきたいと思えます。

「子育てふれあい広場」における相談事業

北九州市戸畑中央公民館 社会教育主事 宮川 偉八郎

1 はじめに

この事業を行ったのは、人口69,000人、面積16,660㎡（ただし、新日鉄の用地が半分を占め、それ以外は住宅を主とした市街地）という、北九州市戸畑区である。

2 事業の概略

- (1) 乳幼児を持つ親を対象に、子育ての悩みや不安を解消するために、『子育てふれあい広場』（以下『ひろば』）を開設し、相談事業を行う。
- (2) 乳幼児を持ち、都市化と核家族化によって、孤立しがちな母親の、子育ての相談相手になったり、これらの母親たちのグループ作りを援助する。
- (3) 上記(1)、(2)の参加者を対象に、学習会

やレクリエーション、懇談会などを行う。

- (4) これらの事業の推進のために、ネットワークワーカーを研修し配置する。

[資料-①]

3 事業の企画と開設準備

- (1) ネットワーカーの募集、研修、委嘱。
- (2) ログマーク、チラシ、ポスターの作成。
- (3) 対象者への広報 [資料-②]

「3才児検診」の親へ700通のダイレクトメールを2回発送した。（6月と8月末）

この他にも、チラシを保育園・幼稚園・小児科医院・保健所などに3,000枚配布した。

また、「市政だより」も利用した。

(4) 『ひろば』の備品の検討と準備

4 ネットワーカーの研修と委嘱

(1) ネットワーカーの仕事内容

*転勤・移転などにより孤立化する、子育て中の若い親の相談相手になる。

*子育てに関する情報収集とその情報提供。

*学習活動グループ作りの援助。

*学習・相談事業のときの託児。

5 『ひろば』の9ヶ月

(1) 開設場所

*「天籟寺ひろば」

(毎週木曜日、7月～3月)

*「駅図書館ひろば」

(毎週火曜日、9月～3月)

*グループ育成「こども文化会館」

(11月～3月)

(2) ネットワーカーの配置

火・木曜日の『ひろば』への配置は、個人の希望日を記入してもらい、事務局で調整した。

特別な、活動の場合(「いも掘りレク」「講演会」など)は、10名程度を配置した。

これらを含め、活動内容の企画・検討・反省は、ネットワーカー委員会(15人全員が参加)で行った。

(3) 『ひろば』の開催回数

*「表=1」参照

()内の数字は、「天籟寺ひろば」では「おしゃべり料理教室」。「駅図書館ひろば」と「こども文化会館」では「ふれあい教室」の開催回数で、これらの日にも相談・託児は行った。

(4) 『ひろば』の利用人数

*「表=2」参照

[資料-③]

6 「ひろば通信」の発行

参加した親を対象に「ふれあい広場通信」

を発行した。発行数は平均45通で、8月1日号から毎月初旬にハガキを使って発行した。

また、11月からは3ヶ月不参加の者については発送しない事とした。

内容は、『ひろば』の活動内容の最近情報『ひろば』の施設の休日情報を主とした。

[資料-④]

7 「ひろば」の利用者アンケート

(1) 開催曜日の希望は、「月～金曜日」が100%

(2) 開催時刻の希望は、「午前中」が95%

(3) 場所の便利さでは、「とても便利」32%、「まあ便利」が57%

(4) ネットワーカーの接遇については「気軽に相談できる」68%、「ちょっとためらうことがある」21%

(5) 託児については「よく面倒を見てくれる」69%、「まあ見てくれる」26%

(6) 広場に来る、交通手段では、「歩いて来る」66%、「自家用車」15%、「同便乗」8%、「バスかJR利用」11%

8 おわりに

この分科会の討議の一つの柱である『学習相談事業』といわれるものについては、最近情報化時代を迎え公民館ではかなり意欲的な取り組みがなされているが、今なお、暗中模索のところも多いようである。

本来、相談事業と言われるものは特定の集団相手の事業で無いことと、内容が広範にわたるところに、この事業の難しさがあり、とらえ難さもある。

本報告の『ふれあい広場』の事業は、1～3才児の親を母集団として対象者の特定ができたことと、相談内容を「子育て」に絞りこめたことが、相談事業として一応の成果をあげた原因であろう。

反省及び課題としては、①1年度かぎりでの事業を終えることが妥当かどうか ②ネット

ワーカーの事前研修の不足 ③開催場所の設定のまずさ ④グループ化援助の不徹底

⑤関連行事の学習領域の拡大、などが考えられる。

「表＝1」 『ふれあい広場』
開催回数月別一覧

事業	ふれあい広場				
	内容	相談・交流	レク	1日講座	グループ育成
場所	天籟寺公	駅図書館	不特定	不特定	こども会館
7月	9(1)	*	レク 1	*	*
8	10(1)	*	*	*	*
9	4(1)	4(2)	*	*	*
10	4(1)	4(2)	芋掘り1	*	*
11	4(1)	4(1)	*	*	2
12	4(1)	4(1)	*	講演会1	3(1)
1	4(1)	4		*	3(2)
2	4(1)	3		玩具1	4(1)
3	4(1)	4		講演会1 座談会2	4(2)
合計	47(9)	29(6)	2	5	16(6)
	99(21)				

「表＝2」 会場別参加者数

会場	開日	催数	親の参加数	子の参加数	合計
駅図書館		29	302 (10.4)	391 (13.4)	693 (23.8)
天籟寺		47	138 (2.9)	201 (4.2)	339 (7.2)
g育成		16	87 (5.4)	114 (7.1)	201 (12.5)
講演会 レクなど		7	73 (10.4)	100 (14.2)	173 (24.7)
合計		99	600 (6.0)	806 (8.1)	1406 (14.2)

* ()の中の数字は、一回平均参加者人数である。

* g育成とは、「グループ育成活動」のことであり、会場は市立こども文化会館。

学習集団の育成と公民館

討議のテーマ 学習活動を結ぶ拠点としての公民館のあり方を考える

- ・学習団体・クループの育成と援助のあり方について
- ・子どもサークルの育成と援助のあり方について

助言者 純真女子短期大学 教授

川原 黎 治

司会者 県教育庁京築教育事務所 主任社会教育主事

小松 憲 道

記録者 吉井町中央公民館 主査

佐藤 和 弘

会場責任者 浮羽町公民館 係長

楠原 利 春

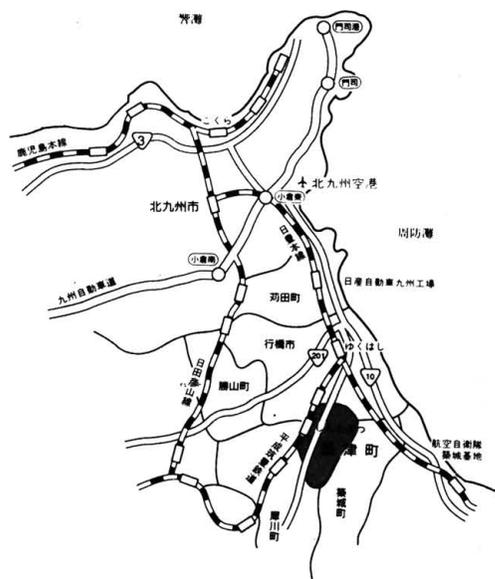
学習団体・グループの育成と援助のあり方について

豊津町中央公民館 館長 白石 規 高

1 はじめに

[豊津町の概要]

本町は福岡県の東部、京都郡の中心部に位置し、面積19.37km²を有する田園町である。北は概ね平坦地で行橋市に通じ、西及び南は犀川町、東は築城町にそれぞれ山群によって境している。国道10号線が近くを走り、北九州市に約40分の近距離にあるため、住宅の供給地として発展している。町は南北に祓川、今川が貫流し、これに沿って水田が拓けている。高台地帯は果樹園が多く、ブドウ、いちご、梅などの一大産地として、また、有畜農業の振興と相まって農業の多角化が進み、京都郡酪農の中心をなしている。現在の人口は（男子4,403名、女子4,844名）9,244名で、世帯数2,995戸である。

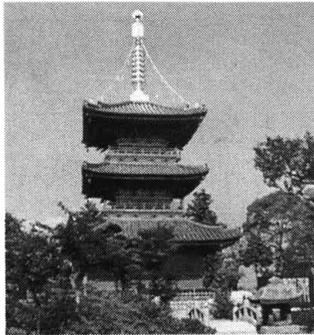


2 本町の地域性（歴史と文化等）

- (1) 昔、聖武天皇のころ、豊前の国の国府がおかれ国分寺が建立され、その頃の政

治や文化の中心地であった。

- (2) 幕末、小笠原藩が小倉から香春へ、更に豊津に移住し藩政を教育によって建



歴史と文化の町づくり

て直そうとして明治3年1月、育徳館（現、豊津高校）を開校した。

- (3) 農村地帯であり農業戸数は約20%を占めている。しかし、高齢者の従事者が多く、若・中年勤労者の大部分は、行橋、北九州方面の工業地帯に通勤している。

3 高齢者（65才以上）の占める割合

- (1) 高齢者は町の全人口の15.1%
(2) 睦美学級生の平均年齢 71才
(男子13名、女子125名…平成4年度)

4 睦美学級（老人大学）講座について

- (1) 睦美学級開設の趣旨

技術革新や情報化時代、世界一の長寿国、高齢化時代を迎え、文化的欲求の高まりに対応して、高齢者に組織的、継続的な学習の場を提供することによって学ぶ喜びを見出し、生きがいの創造に寄与すると共に、学習集団の活動の場を通じ



て仲間づくりの輪を広げることを目指している。

- (2) 本町では生涯教育の一環として高齢者（満65才以上）を対象にした睦美学級を開設している。受講者も年々増えて出席率も高まっている。

学習プログラムの立案では、前年度受講者の希望する講座内容を調査して希望に沿うよう内容を整理し、原案を作成して班長会で検討し、年間計画を決定している。

（講座回数 毎月1回、年12回）

- (3) 受講生の希望する講座内容として

- 高齢者の生きがいと果たす役割
- 健康の保持
- 郷土史の学習
- 福祉について
- 先進地視察（1泊）
- 食生活による長寿のこつ
- 民法について
- 人権の尊重

- (4) 心と身体のリラックス

- 講座前にフォークダンス、民踊、歌

- (5) 開校日までの準備

- 講師への連絡と確認
- 学級生への連絡
- 学級生の送迎

- (6) 学習方法

- 講演による説明と質疑応答
- 実地見学による見聞を広める
- 実技指導による技術の習得
- 体操及びダンス、歌唱指導……講演前（約30分）軽い運動と仲間の輪を広げる。
- 研修旅行や修了式後の余興

- (7) 開講式及び閉講式

- 4月下旬に行い、開講式終了後、第1

回講座を実施。

- 修了証書、優秀賞、優良賞、参加賞授与

5 婦人中央学級講座について

- (1) 社会の経済的・構造的変化の中で女性の役割が重要となり、社会的期待も大きく変わってきた。また、生涯学習時代とも言われ、自らの教養・資質を高め、婦人同志の絆を深めると共に地域の力となるため婦人を対象に開設した。
- (2) 婦人学級
 - 豊津校区婦人学級
 - 祓郷校区婦人学級
 - 節丸校区婦人学級

} 婦人中央学級
- (3) 講座回数と学級生
 - 講座回数 年8回
 - 学級生数（3年度136名）
（4年度141名）
 - 講座内容（健康、国際情勢、研修視察、人権、文学等）
- (4) 開講式及び閉講式について
 - 婦人会を中心に募集をして、5月下旬に開講をする。



- 修了証書・優秀賞を授与
- 閉講式後、演芸会を行う。

6 まとめと課題

- 年々学級生が増え、楽しく学習を進めている。
- 睦美学級開設当初は実技的なものが主であったが、最近は趣味的実技から健康面を考慮して運動、実技面へと変わってきた。
- 睦美学級は女性が圧倒的に多い。
- 婦人学級は若年層が少ない。
- 講座内容からマンネリ化しないよう十分配慮している。

大牟田市子ども会育成者連絡協議会の育成について

大牟田市教育委員会 社会教育主事 三 沢 統 吾

1 大牟田市の概要

大牟田市は、福岡県の最南端に位置し、熊本県荒尾市に隣接している。人口はおよそ15万人、大正6年に市制を施行し、今年で75周年を迎えている。

今を去る約500年前、一農夫が燃える石(石炭)を発見して以来、石炭と石炭化学産業を中心として発展してきたいわゆる鉱工業都市である。しかし石炭から石油へのエネルギー

革命により、石炭関連産業は大きな打撃を受け、人口減が続いている。

このような状況の中で、現在は「第2次総合計画」に基づき、産業構造の転換を進めており、中心市街地の活性化、物流センターの建設、ネイブルランドの設立など新しいまちづくりに努力しているところである。

2 青少年の健全育成への取組み

大牟田市では、青少年健全育成への取組み

として主に次のような事業を行っている。

- 野外活動事業（サマーライフ）
- 青少年のつどい
- 子ども会指導者養成講座
- 研修会への指導者の派遣
- 夏休み、冬休み、春休みにおける子ども対象の講座、教室
- 親子対象の講座、教室
- 大牟田市子ども会育成者連絡協議会への研修事業の委託
- 子ども会活動の手引きの作成

3 大牟田市子ども会育成連絡協議会の組織および活動について

本会は、市内全域の子ども会の健全育成の向上を図るため、積極的に活動を推進し、会員相互の親睦と融和をはかり、明朗かつ心身ともに豊かな子どもたちの意欲を高めることを目的とする。

(1) 会員数

団体251団体 加入者数11,191名

(2) 会費 1団体 1,000円 個人 40円

(3) 運営は各専門委員会が行事等の企画を行う。

- 研修・安全教育委員会……文化教養的行事、安全教育等の企画運営にあたる。
- 体育委員会……体育に関する行事の企画運営にあたる。
- 広報委員会……機関紙の発行業務にあたる。
- J・L育成委員会……ジュニア・リーダーの育成指導ならびに行事等の企画運営にあたる。

○地区委員会……担当地区を総括し連携指導にあたる。

(4) 活動状況（平成3年度の実績）

- 子ども会大会の実施（6月、500人参加）
- 学習会の開催（年2回、安全教育）
- 親善スポーツ大会の実施（9月、1,100人参加）
- 青少年つどいへの参加（11月、2,500人参加）
- クリスマス講習会（11月、120人参加）
- 広報紙の発行（年4回）

その他、指導者講習会へ役員や会員を派遣している。

4 今後の課題

- 子どものための子ども会の運営
- 校区連絡協議会組織の確立
- 指導体制の強化
- 会員との連携強化
- 会員数の増加の促進
- 子ども会役員の任期（1年）



第4分科会

学習・交流活動の推進と自治公民館

討議のテーマ 学習・交流の場としての自治公民館のあり方を考える

- ・地域住民の学習活動を推進する自治公民館のあり方
- ・地域住民の交流を推進する自治公民館のあり方について

助言者	県教育庁指導第二部社会教育課 社会教育主事	今村隆信
司会者	県教育庁南筑後教育事務所 主任社会教育主事	砥上廣明
記録者	小郡市中央公民館 主事	木太久直
会場責任者	小郡市中央公民館 主事	有馬義明

地域住民の交流を推進する自治公民館のあり方について

三橋町中央公民館 館長 藤丸末男

1 三橋町の位置及び概要

- (1) 教育概要
- (2) 町民憲章
- (3) 社会教育の基本方針
- (4) 保育園・幼稚園・小学校・中学校の概況

保育園	6園	469人
幼稚園	1園	91人
小学校	5校 51学級	1,392人
中学校	1校 20学級	735人

に住民学習活動を展開し、心のふれあう人づくり町づくりを推進する。

- (2) 公民館組織の状況
 - 中央公民館 1館
 - 校区公民館及び地区公民館

館長

藤吉校区公民館	—	22地区公民館	11
二ツ河校区公民館	—	13地区公民館	9
垂見校区公民館	—	14地区公民館	14
矢ヶ部校区公民館	—	5地区公民館	5
中山校区公民館	—	6地区公民館	3

2 公民館の概要

- (1) 公民館重点事項

《生涯学習活動の推進》

住民の要求に応えるための生涯学習講座の充実、家庭教育学級の推進、人材の活用、文化芸能活動の振興、郷土資料の収集を図り、さらに社会教育施設の充実と共に町民の学習意欲を喚起させ自主的

- (3) 公民館事業

① 4年度の重点事項

- 地区公民館活動の活性化を図るため
- 社会教育の実施機関としての体制の整備
 - 地域における公民館活動の充実
 - 公民館職員（校区・地区）館長・主

事の資質の向上のための研修の充実。

○その他

昭和61年度より3化運動として取り組む。

・地区公民館長の専任化

平成元年度に、42地区公民館長専任化となる

・組織化・地区公民館が運営組織化される

・予算化

② 努力目標

ア 地域リーダーの育成

○ふれあい学習ネットワーク事業の普及

町内、42名 指導者を登録し、地区毎活動を展開

○人材活用事業

高齢者の生きがいがづくり社会参加して地区公民館で、子どもたちに玩具づくりの指導に取り組む

イ モデル公民館及び地域づくり推進事業の実施

公民館活動を活性化するために、モデル公民館及び地域づくり推進事業地区を指定し、公民館活動の振興をはかる。

○指定公民館 5館

地域づくり推進事業 5館

○指定期間

4月1日より翌年の3月31日

○補助額

・モデル公民館

1館当たり4万円

・地域づくり推進事業

1館当たり2万円

○事業

・地域住民の健康づくりのための

事業

・地域住民の親睦をはかるための事業

・地域住民の生活技術の向上のための事業

・地域住民の教養向上のための事業

・その他特色ある事業

○モデル分館の指定を受けた公民館は、家庭教育学級を開設するものとする。ただしその経費は教育委員会の負担とする（予算の範囲内）。

平成元年度より実施〔従来は各小学校で実施〕

3 現状と課題

地域住民の相互の連帯感・責任ある行動

・ボランティア福祉の精神などの“住民のムード作りや、やる気を育てることが課題である。

(1) 校区公民館主事の配置（5人）

毎週火曜日 13:30より約2時間

情報交換、地域学習、青少年健全育成、行事内容等、中央公民館との連携をとりながら、調整をはかる。

(2) 校区公民館及び地区公民館の建設の推進

・各小学校の、部屋を利用している現状で、校区公民館建設は大きな課題である。

・地区公民館建設については、それぞれ行政区長、館長、建設委員等、構成されて着々と進められているが用地問題で難色を示している面もある。

(3) ふれあい学習ネットワーク事業の普及

指導者の登録者42名、地区公民館で、20組自主的学習活動を進めている。

- 指導者の大半は文化協会員である。
- (4) 地区の婦人部、高齢者、自治組織は、地区の共通課題について学習し、人間関係を学習し、よい地域づくりを創り出している。
- (5) 地区毎に体育委員が選出され、町で組織化されて、スポーツの振興並びに少年活動の指導・助言などの役割を果たしている。
- (6) 公民館職員〔校区館長、校区公民館主

事、地区公民館長〕の資質向上のための研修

- 中央公民館 2回(年)
 - 校区公民館 自主的に自費で1泊研修3～4回以上実施し連携と強化を図る
- (7) 課題 ○地区公民館の未設置公民館建設推進
○地区公民館に専任主事の配置

地域住民の交流を推進する自治公民館のあり方

直方市感田校区公民館 館長 橋 主 税

〔古里の紹介〕

私達の古里は直方の東北部にあり、明治末期筑豊炭田の石炭輸送基地として進展した町も、“今は昔”。エネルギー革命によってその様相は一変し、現在は、北九州工業地帯のベッドタウンとして住宅団地の造成が進んでいます。これは交通便のよいこと、閑静さ、住民の人柄のよさと思われれます。感田の地名を簡単に説明しましょう。昔仲哀天皇が、妻の神功皇后と九州に下ったときに由来します。雁の田のある村、雁田から、感田へ転化したものといわれています。昔の感田村と、現在の感田校区の、戸数・人口とを感田村明細によって説明しますと、慶長7年、西暦1601年の戸数164戸、人口269人、平成4年3月1日現在では、戸数3,600戸、人口10,741人となっています。今でも住宅団地が造成中であり、人口も増加して来ると思いますが、公民館を中心とし学校と住民とがっちり手を結び、よりよい感田にするよう努力したいと思っています。

はじめに

感田校区では小学校を中心とし、昭和61年校区の諸団体(別図参照)を結集し、児童育成協議会を発足させその団体を通じ住民の意見を吸収し、充分検討を重ね実施したことを発表します。

実施過程：育成会での意見の吸収－内容の検討 担当団体による実施、計画の策定－実施－検討－反省

活動内容

(1) 交通安全意識の高揚

- ① 児童による標語の募集、優秀作品の表彰、短冊の作成、区世帯、企業への配布(公民館・民生児童委員)看板立て(PTA)
- ② 優秀作品のプラカードの作製：学校運動会のと看作品者が掲げ運動場を一周。
- ③ 現場指導
 - ア 交通量の多い所での安全指導
 - イ 自転車の乗り方、ルールの指導(警察)

- ウ 通学路の不備不足カ所の是正（区会）
- (2) 福祉、思いやり、助け合いの心をもって実践（社会に貢献をめざす）
- 6月4日 家庭・学校・地域・警察による合同会議。
- 6月26日 福祉教育のシンポジウム開催
- (3) 地域行事
- ① 校区盆踊大会 8月16日（校区全員参加）
- ② 親善ソフトボール 親子ソフトボール、老人会ゲートボール大会。
- ③ 市との交流 体育祭、炎の祭、たこ揚げ、子供相撲大会への参加。
- ④ 近隣校区との交流 少年野球大会（三校区）
- (4) 学校週5日制
- ① 6月9日 直方市立学校5日制推進委員会発足
- ② 6月5日 公民館 区会

- 6月12日 民生児童委員の会議をもち、市・学校・地域との連携を密にし、青少年健全育成、学童保育、ボランティア活動に積極的に協力することを確認。
- (5) 問題点
- ① 公民館に入会しない理由
- ア 入会してもメリットがない
世帯数 565
- イ 腰かけが多い（アパート）
世帯数 300
- ウ 団地に全部入居してから
世帯数 55
- ア・イで公民館の行事・イベントの奉仕活動がわずらわしい。
- ② 失敗
- 通学路の拡幅・整備について 地権者と折衝が不備で、実施出来なかった。

第5分科会

同和教育の推進と公民館

討議のテーマ 同和教育を推進する公民館のあり方を考える

- ・同和教育の学習計画と展開のあり方について
- ・同和問題解決のための啓発活動のあり方について

助言者	県教育庁指導第二部同和教育課 指導主事	永 富 淳 一
司会者	県教育庁筑豊教育事務所 主任社会教育主事	堀 長 直
記録者	朝倉町公民館 主事	田 中 春 美
会場責任者	三輪町公民館 主事	内 堀 正 清

同和教育を推進する公民館のあり方を考える

田川市下伊田西公民館 館長 山 本 守 雄

はじめに（公民館の目的と理念）

公民館は、地域住民の生活の必要に応え、教育、学術、文化の普及ならびに向上に努め、もって地域民主化の推進に役立つこと このためには、次のような理念にたたなければならない。

1. 公民館活動の基底は、人間尊重の精神にある。

公民館は、人間すべてを尊敬信愛し、人間の生命と幸福を守ることを基本理念として、その活動を展開しなければならない。

2. 公民館活動の核心は、国民の生涯教育の態勢を確立することにある。

公民館は、学校と並んで全国民の教育態勢を確立し、住民の教育の機会均等を保障する施設とならなければならない。

3. 公民館活動の究極のねらいは、住民の

自治能力の向上にある。

公民館は、住民自治の実をあげる場とならなければならない。

（全国公民館連合会答申）

1 同和教育の学習計画と展開のありかたについて

(1) 同和教育の沿革について

田川市における、公民館における同和教育の出発点は昭和45年に起きた、結婚差別事件からの自殺未遂事件であったとおもいます。どこでも厳しい差別の現実が教育の出発になる。これは、全国どこでもいえることではないでしょうか。

それまで、各館自主的に行っていた講座を市公連で集約し、当時市内67館の公民館が統一して開催するようになりました。

講座の中身は主に、同和対策審議会答

申と同和対策事業特別措置法でした。

昭和55年度より市公連の総会に市内公民館における、年度の統一努力目標を提案し、全会一致の賛成を得て同和教育の推進を団体課題の中心に据え、本格的な公民館の同和教育がはじまりました。学習のカリキュラムは、部落の歴史、部落差別の実態、差別をなくす運動の歴史、法的な問題を組み、各館で講師を派遣して年3回以上を目標にして実施してきました。

更に、各校区別に推進モデル館を2館指定し、市内16館づつこの指定館をうけることで、講座のもちかた、学習の中身などを自分ものにしていく取り組みも実施し5年間市内全公民館がこの指定をうけ、その後今日まで、年3回以上の講座を実施しています。

(2) 公民館同和教育講座の課題

現在も以上沿革と現状で述べたように、市公連の総会における努力目標の提案で、同和教育の推進深化をかかげ各83公民館が統一的に同和教育講座を実施していますが、たくさんの課題があることも事実です。要約する次の3点になると思います。

- ① 講座がマンネリ化している。
- ② 講座の参加者がいつも同じ顔ぶれ。
- ③ 講座の参加者がすくない。

以上3点の課題を、今後どのように克服して部落解放につながる同和教育を実施して行くのが、いま私達に問われていると思います。

2 同和問題解決のための啓発活動の在り方を考える

- (1) 同和問題の基本認識をどうたかめるか
いま、感じられることに、部落差別の

本質が基本的に風化しているとおもいます。

この基本をどう高めるかが大切だと思います。例えば、「特別措置法」の特別の意味が充分認識されていない。だからそこから「ねたみ意識」がうまれてくる。放置出来ない「人権侵害問題」であるから「特別」に法的措置をしていることへの理解が充分でない。

いままで20年間で見えて来たものは、自分の生活課題につながらないのは何故か、いま改めて問われています。そのためには、自分史と結んで考えるような講座の中身が薄かったのではないか。そんな所に光をあてた、教育に転換をすべきだと考えます。

(2) 啓発活動の在り方を考える

自分の生活史と同和問題、部落の歴史だけのひとり歩き、江戸時代の民衆史と部落差別のつながりの欠落、被差別者が果たした社会的役割、被差別者の中から生まれた文化、芸能など、そんな所に「光」をあてた教育の中身の創造が大切と考え、いま、田川市では、徹底論議を重ね、新しい啓発の方向への転換をめざしています。

1990年度の同和教育市民講座では、女工夫の一人芝居「筑豊の光と闇」が、1991年度の同和教育市民講座は、被差別者の果たした社会的役割に光をあてた、「地べたの文化考」が県の啓発企画部門で特選に選ばれた、こんな事実を見るとき教育もまた、新しい視点で企画することが、より市民の共感を呼ぶ事が勉強できた。

これからは、こうした住民の生活文化と密着し、地域の課題と連携した教材の掘り起こしに努力したい。

差別のない明るい地域づくり

吉富町公民館 館長 樋口 翠

1 はじめに

[吉富町の概要、自然的条件]

人口 7,558人（昭和17年5月町制施行）

世帯数2,447戸、面積5.51km²

福岡県の市町村の中で最も小さな町です。

人口7,558人の吉富町は、わが国を吹き荒れた高度経済成長の嵐に巻き込まれながらも、「福祉の心」、「人々のつながり」、「ふるさとを思う心」が、比較的強く残っています。こうした条件を生かして、誰れもが安心して暮らせる「平和で住みよい町づくり」が吉富町の目標です。

この目標を達成するためには、高齢者教育、老人福祉を基本とした生涯にわたる健康づくりの推進や、自共自助による福祉の向上を図り、明るい明日の活力を創造しなければなりません。

吉富町における社会啓発と課題

現代社会における社会構造の変化の中、人々は物質的に豊かになり、余暇時間も増大しています。一方、核家族化、高齢化社会、個性の喪失、地域連帯意識の稀薄化等の社会問題が起こっています。このような中、生涯学習としての公民館活動に対する住民のニーズは拡大、多様化しつつあり、公民館活動は重要性をましており、公民館活動を推進するうえで、人間性の回復や健康で情操豊かな社会人育成を図ることが重要です。

吉富町でも、これに伴う適切な施設と指導体制の確立を図ってきました。

2 同和教育推進啓発活動について

吉富町では、対象地区の指定を受けており

ませんので、ハード面での事業は行われておりません。住民は、この事業を通して同和問題と接することが少ないので、ソフト面での事業は大きなウエイトを占めます。このようにソフト面事業のみなので、町民意識としては、同和問題に対する関心度は低いと思われます。このことから、いかに関心を持たせるのが、大きな課題となります。

(1) 社会教育活動と公民館（同和教育の実態）

町には、社会教育関係団体としての婦人会組織が20支部で構成されております。

各支部には年間事業計画に1回以上の同和問題学習会を要望しておりますが、この取り組みは、各支部まちまちですが毎年実施の支部は10支部程度です。内容としては、映画フォーラムで共通の課題を持たせるために同一の課題を使用する形式をとっていますが、映画そのものには、かなりの感動を受けていますが活発な意見交換は見られません。しかし1人でも意見が気軽にできれば、かなり続くこともあることから地域での指導者の育成、みじかな同和問題への認識など今後の課題と思われます。

(2) 啓発強調月間での取り組み

本町では例年7月1日～7月31日までを「同和問題啓発強調月間」と定め各種の行事を行っている。啓発が町民自身のものとなり、実りあるものにするため、町民団体長、公民館職員等あらゆる層に参加を呼びかけ多数の英知と協力を得て、

街頭啓発をはじめとして講演会、各種団体における研修会等数多くの啓発を行っています。また町においても「同和」問題解決が行政の責務であることを職員自らが自覚し実践するため、全世帯への啓発冊子の配布訪問啓発、有線放送、公用車による巡回放送、懸垂幕、立て看板の設置、町内各事業所への啓発の取り組みを実施しています。

(3) 人権週間

12月4日～10日までを人権週間として、すべての人々が、改めて、人権に親しみ、その意義を理解し、その重要性を認識して、人権講演会、持設人権相談所を開設、広報による人権啓発、小・中学生児童に

よる人権標語の募集をして表彰を行っている。

(4) 今後の課題

「同和」問題の解決は行政のみで出来ることでなく、この問題の解決には町民の理解と協力が必要である。また、知識だけの「同和」問題でなく真の解決を目指し町民1人ひとりが「同和」問題を自分自身の生き方の問題としてとらえ実践することが重要である。このため町民に根をはる啓発を今後目指さねばならない。今後は部落解放が町民に根をはり大きな幹となり人間の真の幸福の花を咲かせる日が一日も早く来るよう啓発を進めたい。

参 考 資 料

- 1 休日の拡大等に対応した青少年の学校外活動の充実について
(審議のまとめ)
(青少年の学校外活動に関する調査研究協力者会議)
- 2 福岡県公民館大会年表
- 3 福岡県公民館連合会加盟郡公民館連合会一覧
- 4 県内公立公民館一覧

休日の拡大等に対応した青少年の学校外活動の充実について（審議のまとめ）

（青少年の学校外活動に関する調査研究協力者会議）

平成 4 年 5 月

文 部 省 生 涯 学 習 局

目 次

休日の拡大等に対応した青少年の学校外活動の充実について（審議のまとめ）
（青少年の学校外活動に関する調査研究協力者会議）

1. 学校外活動の充実の必要性	49
(1) 学校教育と学校外での活動	49
(2) 学校教育への過度の依存等の問題	49
(3) 学校週5日制の導入と学校外活動の充実	50
2. 学校外活動の基盤の強化	51
(1) 家庭の教育機能の発揮	51
(2) 地域の教育力の充実	52
(3) 学校の協力	52
(4) 社会における支援	53
3. 学校外活動の充実のための施策	53
(1) 日常生活圏における学校外活動の充実	54
ア 身近な場所での遊びや多様な活動の充実	54
イ 青少年のボランティア活動の充実	54
ウ 青少年団体等の地域活動の振興	54
エ 青少年のスポーツ活動の振興	54
オ 青少年の文化活動の振興	55
カ 青少年関係指導者等の充実と連携・協力	55
キ 学校施設の開放促進	55
ク 社会教育施設等の充実・活性化	56
ケ 社会体育施設の充実・活性化	56
コ 地域の各種施設の充実・活性化	57
サ 地域における自由な活動空間の確保	57

(2) 広域的な学校外活動の充実	57
ア 青少年団体の広域的活動の振興	58
イ 多機能広域型の活動センターの提供	58
ウ 青少年教育施設、野外活動施設等の充実・活性化	58
エ 地域開発及び各種広域型施設の整備における配慮	58
(3) 青少年の興味・関心の多様化等への対応	59
ア 多様な学校外活動関連事業・施設の振興と連携の促進	59
イ 先導的な学校外活動プログラムの開発・提供	59
ウ 学校外活動に関する情報提供等の充実	59

(参 考)

青少年の学校外活動に関する調査研究について（文部省事務次官裁定）

休日の拡大等に対応した青少年の学校外活動の充実について（審議のまとめ）

平成 4 年 2 月 26 日
青少年の学校外活動に関
する調査研究協力者会議

本協力者会議は、昭和63年1月に発足し、週休2日制の普及、夏期休暇等休日の拡大等の変化に対応した青少年の学校外活動の充実方策について調査研究を行ってきた。この間、別途「社会の変化に対応した新しい学校運営等に関する調査研究協力者会議」において行われてきた学校週5日制に関する検討等の動向にも留意するとともに、9都県・17市区町村で行われている地域的な調査研究をも参考として、検討を進めた。また、平成3年12月に、それまでの調査研究の結果を中間まとめとして公表し、これに対する関係団体からの意見聴取を行った。

この審議のまとめは、子供の人間形成にとって日常生活での生活体験・活動体験を豊富にすることが必要であるとの認識にたって、休日の拡大等に伴い、家庭・地域などの学校の外での生活における子供の活動基盤の強化を図ることや自由に選択できる多様な活動の場や機会の充実を図ることを基本方向として、調査研究の結果を取りまとめたものである。

1. 学校外活動の充実の必要性

(1) 学校教育と学校外での活動

人間の発達において、青少年期は、家庭や周囲の大人への依存から成人としての自立にいたる中間期ということができ、周囲の大人や友人達との交流の中で、依存と自立をめぐる葛藤や試行錯誤を繰り返す時期である。それだけに各家庭においても子供の教育の上で難しい問題に突き当たることも多く、その心身の成長をどのように図っていくべきか悩みの多い時期ともいえる。

心身の調和のとれた成人となるためには、この時期に、学校教育を通じて、系統的・計画的な学習をする一方、学校教育以外の日常生活を通じて、自主的、主体的な生活体験・活動体験を豊富に積み重ねることが大切である。

すなわち、学校教育は、個人として、また国民として必要とされる基礎的・基本的な内容を、同年齢の学級集団の中で系統的・計画的に学習することに主な特色があるが、社会生活では、例えば、学校教育の中で学習したことの応用力、物事に対する興味・関心や意欲、共同作業や共同生活を営むことのできる社会性、日々新たに生じる課題に立ち向かう精神力と体力、芸術や文化活動に親しむ等の教養など、全人的な力が求められる。このような力は、学校での教育や活動に加え、家庭生活などの日常生活での経験や地域での多様な総合的・体験的な活動の経験によって育まれる。これらの経験は、また、学校教育において、子供が真の意味での学力を身につけていくための基礎となるものでもある。

このような学校外での総合的・体験的な活動、すなわち学校外活動の内容には、例えば、異年齢集団などの仲間による日常の遊びなどのほか、社会教育関係団体や社会教育施設が主催する種々の活動、野外活動を中心に心身の鍛練を図る団体宿泊訓練など、多様なものがある。また、活動の分野も、子供同士の遊び・集団活動、親子で行う活動や自然体験活動、文化活動、奉仕等の社会参加活動、スポーツ・レクリエーション活動など多岐にわたっている。さらに、活動の範囲も、日常生活圏を中心に、日帰りの遠出、宿泊を伴うものなどがある。

なお、学校外の生活全体においては、例えば、家族の団らん、家事の手伝いなどの家庭生活や、心身を休め、くつろぐなどのゆとりも大切な要素である。学校外活動は、これらとあいまって効果が挙がる面も多く、それぞれの家庭が生活全体のバランスを考慮しながら、子供の学校外での生活をどのように過ごさせるか自ら考えていくことが求められる。

(2) 学校教育への過度の依存等の問題

学校外活動の重要性については、これまでも各方面から指摘されているが、実際には、学校教育への著しい偏りが見られ、学校の外での豊かな体験の場や機会、時間的ゆとりが乏しくなっているのが現状である。この背景には、家庭や地域の教育力の低下に伴って、学校教育への過度の依存が進んできたことがあるといえよう。

一方、今日の子供については、経済的に豊かになった生活の下で、恵まれた環境・条件も与えられている反面・人間関係の希薄化、意識や行動の面の消極性、過剰な間接情報と直接体験

の不足、社会性の発達や自己の確立の面の遅れ、自ら行動を選択し実践する意欲・態度の不足など、色々な問題が指摘されており、これらの問題の背景として、家庭や地域での直接的な生活体験・活動体験の不足、生活リズムのゆとりのなさ等が挙げられている。

このような現状の中で、学校教育においても、生活体験・活動体験の不足を補う努力が進められてきている。例えば、近年の自然教室の実施や勤労生産学習の推進などもその例といえることができる。また、学校における教育課程の大綱的基準である学習指導要領についても、児童・生徒が自ら考え、自ら学ぶ教育の重視を大きなねらいとした改訂が行われ、順次実施の運びとなっている。

しかしながら、本来、子供の人間形成の基本である家庭での生活体験や、地域で子供が伸び伸びと自発的な活動を行うことを通じて養われる能力や意欲・態度のすべてを学校教育の中で身につけることは困難であると言える。

これらの状況を踏まえると、学校外での総合的・体験的な活動を子供達により多く経験させることが従来以上に必要になっている。

(3) 学校週5日制の導入と学校外活動の充実

学校週5日制について調査研究を進めてきた「社会の変化に対応した新しい学校運営等に関する調査研究協力者会議」の「社会の変化に対応した新しい学校運営等の在り方について」（平成4年2月20日審議のまとめ）においては、まず、月に1回の土曜日を休業日とする学校週5日制を平成4年度の2学期から導入し、さらにその実施の過程において出された問題点を解決しながら次の段階へ進むことを検討することが適当である旨、提言されているところである。この学校週5日制の導入は、子供の生活リズムにゆとりを与え、より豊かな生活体験・活動体験を提供する契機となるものである。このことは、発達段階に応じて、子供が遊びや各種の活動を自ら選択し、創意工夫しながら取り組むことなどにより子供の自発性・自主性を育む機会が拡大するという点でも大きな意義を持っている。

また、近年、社会一般において週休2日制の普及が進む傾向にある。このような中で学校週5日制が実施された場合には、子供の土曜日の午前中の過ごし方の変化だけではなく、大人も含めた家庭に、二日間の連続する休日という生活リズムをもたらすようになってくるであろう。このことによって、生活のゆとりの確保、休日を活用した活動の実践など、家族や子供にとって行動の選択の幅が広がってくると考えられる。

この場合、一方において、休日を一人一人の子供がどのように過ごすことが望ましいかをそれぞれの家庭が責任をもって考える必要があると同時に、地方において、地域、学校、社会一般にわたる積極的な対応や関係施策の推進を通じ、子供の学校外での活動が活発に行われるための環境が整えられていくことが一層大切になってくると考えられる。

その際、心身に障害のある子供、休日に保護者が家庭にいない子供に対する配慮が必要である。

現在、学校週5日制の試行を実施している調査研究協力校が所在する9都県・17市区町村において学校外活動の充実に関する調査研究が行われており、その一環として、これらの市区町

村では、休日となった土曜日を利用して地域の実情に応じた具体的な学校外活動の試みが進められている。

この試みの中には、異年齢集団の子供達による遊びや自然体験活動、自分達の住む地域についての体験的な学習、ボランティア活動、また親子参加や住民の世代間交流による地域活動など、通常学校や家庭では得にくい活動のプログラムが提供されている例がみられる。また、これらの活動と関連して、青少年団体やPTAをはじめとする地域団体の活動の活性化や、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設等における子供向けの事業の充実が図られている。さらには、教育委員会が中心となり、地域の関係施設、団体、学校や関係行政機関の間の連携・協力を促進したり、公民館の広報や学校だより等を通じて学校外活動に関する情報を家庭・地域に適切に周知するなどの取り組みが見られる。

本協力者会議では、このような学校週5日制の導入に伴う休日の拡大という点も考慮に入れつつ、より広く日常生活全体の中で子供達がより多くの生活体験・活動体験が得られるよう、学校外活動の場や機会の充実を図るための方策について検討してきたものである。

2. 学校外活動の基盤の強化

子供の全人的な成長にとっては、家庭をはじめ地域や学校の教育力がそれぞれに発揮されることが不可欠であることは言うまでもない。しかしながら、先に指摘したように、今日、学校教育への過度の依存により、三者の役割と責任の分担が曖昧化している状況がみられる。学校外活動の基盤となる家庭や地域の教育力を活性化するためには、すべての人々がそれぞれの立場から一步一步改善に向かって努力することが重要である。

すなわち、それぞれの家庭での自覚と取組みはもとより、青少年団体、PTA等の社会教育関係団体やスポーツ団体をはじめ、町内会等の住民自治団体、地域の有志活動グループ等を含めた地域の人々の取組み、さらには、学校の協力、社会全般における支援により、学校外活動の基盤の強化を図っていく必要がある。その際、文部省や教育委員会をはじめ関係行政機関における様々な形での助言、援助が要請される。

(1) 家庭の教育機能の発揮

子供の人間形成やしつけに最も大きな影響を及ぼし、その最終的な責任を有するのは家庭である。

現代の家庭については、きょうだい間で切磋琢磨する、家事の手伝いをする、家族が共通の時間を共有するなどの機会が減少してきており、子供達が社会性を身につけていくために必要な種々の生活体験が一般的に不足する傾向にある、父親の関わりも希薄になってきている等の指摘がなされている。

学校外活動との関連においては、それぞれの家庭において、学校外での生活時間の過ごし方について、このような指摘等も踏まえ、子供の健全な成長のためには何が不足し、何が必要とされているのかということを考えていくことがまず肝要である。

その上で、家庭や地域において子供自身が種々の活動をなるべく豊富に経験し、物事に対する幅広い興味・関心、社会に適應する力、社会参加の意欲等を身につけることができるよう心を配ることが大事である。なお、学習塾通い等の問題についても、このような幅広い視野から捉えて適切に対応することが必要と考える。

また、それぞれの家庭も地域や社会の一員であり、子供が地域等の活動に参加する際には、必要に応じ父親や母親等がその世話役や指導者等として、積極的に参加することが求められている。

(2) 地域の教育力の充実

子供にとって、身近な活動の場は地域であり、教育委員会や関係団体等が中心となって、自由な遊びや各種の活動が盛んになるよう地域の環境を整備していくことが必要である。

その際、青少年団体、スポーツ団体等の指導者、社会教育行政関係者をはじめ中核となる指導者の充実と資質の向上に努めることが重要である。同時に、子供の活動に対する支援が一部の住民や親の過重な負担とならないよう、地域全体として支援することが望まれる。

さらに、地域における活動場所の整備に当たっては、幼児、小学生、中学生、高校生など、それぞれの発達段階によって活動の内容にも違いがあることに留意する必要がある。他方、学校外活動においては、異年齢集団による縦のつながりをもった活動の充実を図ることも大切な要素である。このため、地域の実情を踏まえながら発達段階に応じた活動空間の適切な配置や多目的利用の可能な空間の確保に努めることが重要である。

なお、地域における社会教育関係の団体・施設や学校の連携・協力はもとより、その他の公共あるいは民間の施設を含めた幅広い協力を得て、学校外活動の充実を図ることが望まれる。

(3) 学校の協力

学校においては、教師が学校外活動の重要性を認識し、児童・生徒が参加した奉仕活動や野外活動などを児童・生徒の個性の伸長を図る観点から適切に評価するよう配慮するとともに、家庭に対しては、青少年団体活動やスポーツ活動への参加や地域の行事など学校外での活動の場や機会に関する情報を積極的に提供するなどの努力を行うことが望まれる。このためには、地域の社会教育関係者・団体・施設等との平素からの連絡や交流に努める必要がある。

また、地域においては、学校に対し、地域の活動に対する様々なレベルの教育を期待していることも事実であり、これに応じて、学校が、地域で行われる学校外活動の企画・プログラム作りへの助言・協力、学校施設の積極的開放、教師の学校外活動への参加など、学校外での子供の活動を奨励する方向で協力することが望まれる。

さらに、学校教育においても、地域の社会人との触れ合いの機会を増加させたり、近隣の公民館、図書館、博物館などの社会教育施設や体育館などの社会体育施設等の利用の機会を取り入れるなど、地域における子供の生活との関連に配慮した教育活動を展開することが望まれる。このことによって、子供が地域の人々と親しんだり、身近な施設等になじむようになることが期待される。

このような学校の取組みに対し、教育委員会においても適切な指導、助言、援助を与えることが大切である。

なお、学校の課外活動として行われている部活動については、その果たしている意義に留意するとともに、例えば運動部について一部に過熱化の傾向がみられる等の指摘もあることを踏まえ、各学校において子供の生活時間全体との関連に対する配慮や学校外活動との連携の工夫などについて検討していくことが望まれる。

(4) 社会における支援

学校の外における子供の活動の充実を図る上では、地域の人々のボランティア的な活動が大切な要素となるが、我が国では、このような面での社会的な意識や環境は必ずしも十分とは言えない。特に企業等の職員に関しては、地域で学校外活動に協力するなどのボランティア活動を行う機会が得にくい等の現状がみられる。このため、週休2日制の普及のほか、例えば、ボランティア休暇制度の導入など職員のボランティア活動に対する理解や支援が一層進められる必要がある。

また、企業等の職員については、一般に家庭での日頃の子供との触れ合いの機会が不足しがちな傾向があると言われている。このような点を考慮して、育児休業制度の普及、職員の家庭生活の充実に配慮した勤務制度の導入等が進められる必要がある。

さらに、近年の都市化等に伴い、学校外での活動場所の不足が指摘されており、企業や神社、寺院、教会、住民等においても保有施設・保有地を極力地域に開放する等の配慮が求められる。

なお、学習塾関係者にも子供の全人的な成長の観点から適切な配慮が求められる。

3. 学校外活動の充実のための施策

文部省及び教育委員会は、関係省庁、首長部局などの関係行政機関や関係団体との連携・協力を努めつつ、学校外活動の場や機会の充実に資するよう種々の施策を推進する必要がある。

施策の展開に当たっては、まず、生活の大部分が営まれる日常生活圏での活動が重視されるべきである。また、近年、子供や家族の活動が、日帰りの広域的活動、宿泊型活動などへと広がっており、このような活動範囲の拡大に見合った施策も重要である。さらには、価値観や活動ニーズの多様化に応じた様々な魅力のある活動の場や機会の振興も進める必要がある。

また、地域における子供の様々な活動の振興を図ることが、ひいては地域おこし、まちづくりにつながっていく例もみられ、市町村等においては、このような観点に立って関係施策の展開を図ることも有意義と考えられる。

学校外活動の充実を図る上で、心身に障害のある子供に対する配慮も重要である。これらの子供達が地域における活動に参加しやすいようその運営上の種々の工夫を行ったり、利用の便を図った施設の整備を行うことが望まれる。このため、学校も含めた関係機関・施設・団体の相互の連携・協力が求められる。

また、休日に保護者が家庭にいない子供に対する配慮も必要である。

なお、行政施策の展開に当たっては、それぞれの地域の実情に応じた主体的な取組みを重視するとともに、各青少年団体等の理念に基づいた活動の自主性を尊重し、これらに効果的な支援を行うことを基本姿勢とすることが適切と考える。

(1) 日常生活圏における学校外活動の充実

子供の生活行動の大部分は、日常生活圏で行われることから、学校外活動についても、日常生活圏での充実を図ることが基本的な課題であり、これに対する積極的な取組みが必要である。

ア 身近な場所での遊びや多様な活動の充実

異年齢集団での遊びや活動、身近な施設等での興味・関心に応じた多様なサークル的活動等を通じ、仲間作りやリーダーシップ、フォロワーシップの経験をさせるための施策の展開が必要である。その際、地域の青少年団体、PTAその他の地域団体、住民自治団体等の協力や学校の教師のボランティアとしての積極的な協力等が期待される。

また、身近な地域におけるこれらの活動の活性化を図るためには、家庭・地域・学校等の関係者から構成され、地域の実情に即した活動の充実に必要な協力作りや企画を推進する場の設置を促進する必要がある。

イ 青少年のボランティア活動の充実

我が国においては、一般にボランティア活動の意義に対する認識が不十分との指摘があり、子供が発達段階に応じてこのような活動の経験を持てるよう配慮することは、主体的な社会参加の意欲を養う上でも、高齢化の急速な進展等の社会変化の中で今後求められる社会的態度を身につける上でも、ますます重要になってくる。

このため、地域活動や団体活動のプログラムの中に、子供達が親しみやすい形で、環境美化、福祉施設への訪問等の奉仕活動を積極的に取り入れたたり、それぞれの地域において「ボランティア活動の日」を設定するなど、ボランティア活動に対する参加の機会の促進や意識の啓発を図っていくことが必要である。

ウ 青少年団体等の地域活動の振興

地域の学校外活動に大きな役割を果たしている青少年団体、PTA等の社会教育関係団体、住民自治団体等の活動を一層振興することが必要である。その際、リーダーの養成・確保とその資質向上を図ることが重要である。

また、青少年団体等の活動上の悩みとして、活動内容のマンネリ化による魅力の減少、大人の過剰な世話による子供の自発的発育の阻害等の傾向が見られる。他方、例えば、子供の集団から生まれてくる遊びや子供自身の企画を中心とするレクリエーション活動、文化活動等の援助を通じて学校外活動の活性化を図っている例も見られる。また、親子参加の野外活動等に成果を挙げている例もある。

このように、活動プログラムの質的充実を図ることも団体活動の活性化にとって必要である。

エ 青少年のスポーツ活動の振興

スポーツは、異年齢集団が、共通のルールのもとに活動を行い、忍耐力、公正さ、規律、

協調性等発達期の子供にとって重要な価値を体得しながら、体力づくりにも資するなど、心身の発達に大きな意義を有するものである。

スポーツ団体やその指導者は、心身ともに健やかな子供を育てる観点から子供のスポーツ活動を重視した活動を行っているが、今後、こうした団体や指導者、さらには地域のスポーツクラブなどを教育委員会や地域の各種団体等が密接な連携をとりつつ、子供のスポーツ活動の機会の充実を図っていく必要がある。

オ 青少年の文化活動の振興

近年、メディア等を通して音楽、美術等の芸術に親しむ機会は増加したが、子供の豊かな情操を育むためには、演奏、作品等に直接触れ、美しいものに対する感動を体験する機会の充実を図ることが重要である。このため、子供に配慮した舞台芸術公演、美術展の巡回事業等の充実が求められる。

また、文化施設において、子供が自ら参加する文化活動に対して発表の場、練習の場の提供を優先的に行ったり、他の地域の子供との文化交流の場を設けるなどの配慮をすることも必要である。

さらに、子供が地域の祭りや伝統芸能など様々な地域固有の文化的行事への参加等を通じて地域の個性豊かな文化とふれあい、地域のアイデンティティを確認するなどの機会の充実を図ることも重要である。

カ 青少年関係指導者等の充実と連携・協力

青少年関係指導者には、多様な種類のものがある。例えば、地域には、社会教育主事、社会教育指導員をはじめ、体育、福祉、労働、非行防止等に係る指導員が設置されており、また各種施設には公民館主事、学芸員、司書や青少年教育施設指導職員をはじめ児童厚生員、勤労青少年ホーム指導員等が配置されている。さらに、青少年団体のリーダーやスポーツ団体、レクリエーション活動を行う団体の指導者など、各種の団体活動に関する指導者が活躍している。これらの指導者の体制及び養成・研修の充実等を図る必要がある。その際、子供の安全確保に関する研修の機会の充実が大切である。

また、特にこれらの指導者の相互の連携・協力を促進することが求められる。このため、事業を実施する際の相互協力、施設設備の相互利用、情報交流、共同参加による研修のほか、定期的な連絡協議の機会の設定等の人的な連携・協力体制作りを促進する必要がある。このことは、各施設間の連携・協力の促進にも実質的に資することとなる。

なお、専門的な指導者以外の地域の色々な人材からも積極的な協力を得る観点から、例えば、地域の社会人等に対し、一定の資質や協力の実績等に着目して、地域としての認証、顕彰等の評価方法を工夫するなど、協力意欲の増進、円滑な活動実践の助長を図る必要がある。

さらに、余り負担感を伴わない形で地域の人々の幅広い参加が得られるよう、例えば、特技・趣味等を生かして協力できる人々や過去に学校の教師としての経験を持っている人々等への働きかけ、父親のより積極的な参加の促進などに努めることが必要である。

キ 学校施設の開放促進

学校施設の開放は、身近な学校外活動の場の確保の観点から重要である。特に、近年、校

庭や体育館だけでなく、特別教室、一般教室、図書室を含めた積極的な開放を行う試みや、学校の 신설、全面改築等に際し施設・設備の面で地域開放に配慮する例などが見られるようになってきている。また、児童・生徒数の減少に伴う余裕教室を多目的な活動の場として地域にも開放する等の例も見られるようになってきている。

このような取組みの普及を含め、学校施設の開放を一層促進することが求められる。

その際、円滑に実施するためには、施設の管理や利用の方法等についての適切なルール作りが重要な要素となる。また、子供の活動の場を確保する観点から、成人の利用のみに偏ることのないよう利用の形態に配慮することも必要である。

ク 社会教育施設等の充実・活性化

地域の社会教育の中心となっている公民館、図書館、博物館や文化活動の拠点である文化会館は、子供のみを対象に設置されているものではないが、施設によって、子供の活動に配慮した試みがみられる。

例えば、公民館における子供向けの工作教室、天体観測、野外活動事業、工場見学、図書館における子供向けの絵本展、映写会、人形劇など、活動参加や体験学習を中心とした事業への取組みはその例といえることができる。また、例えば、地域型の博物館等では、身近な地域の伝統的な生活用具、民家、衣服、土器等を収集展示し、子供がさわる、動かす、作る等の体験を自由にできるよう配慮したり、町の将来計画を表現する立体模型を子供の参加によって作成展示するなどの試みが行われるようになってきている。さらに、文化会館では、子供に配慮したプログラムによるコンサートの開催等が行われている。これらの事業を通じて親子参加の機会を積極的に提供している例もみられる。

なお、これら施設の中には、郷土資料館、歴史資料館、科学館、文学館、動植物園や水族館、音楽ホールなど、施設そのものとしての様々な特色を持つものもみられ、子供の興味・関心に応じた活動の場として提供したり、学校外活動に関連した事業を行う拠点として有効活用を図ることができると考えられる。

引き続き社会教育施設の整備充実に努めるとともに、このような学校外活動に配慮した事業の展開や施設の整備を一層進めることが望まれる。

その際、施設を利用した活動における安全確保の面に意を用いる必要がある。また、心身に障害のある子供が活動に参加したり、施設を利用しやすい環境の整備に努めることが大切である。これらのことは、社会教育施設以外の種々の学校外活動関連施設の整備等に当たっても配慮する必要がある。

さらに、例えば、一定の日に有料施設の無料開放を行うなど、各地域や施設の状況に応じて利用条件に係る工夫を検討することも必要であろう。

ケ 社会体育施設の充実・活性化

地域のスポーツ活動の中心となっている市民体育館、水泳プール、陸上競技場等では、教育委員会等によって、各種のスポーツ教室をはじめ、地域の人々の生涯スポーツの推進という観点に立った様々な事業が行われている。その一環として、子供のスポーツ活動への参加機会を提供しスポーツに親しむ態度を培うなどの観点から、少年スポーツ活動の育成事業、

親子スポーツ活動の推進事業、少年スポーツクラブ育成事業等が行われている。

引き続き社会体育施設の整備充実に努めるとともに、学校体育施設との有機的な連携を図りつつ、社会体育施設を有効に活用した活動の促進に努めることが重要である。

コ 地域の各種施設の充実・活性化

児童館、勤労青少年ホーム等においては、学校外活動に配慮した空間の提供や事業が行われており、また、市役所等に自由な活動のできる遊び場や子供の水遊びが可能な広場を設けたり、郵便局が主催して絵手紙の製作教室等の子供が親しめる活動を行うなど、各種施設においても子供の活動に関連した種々の例がみられる。

さらに、大学等の高等教育機関が行う公開講座等の事業にも、近年、中学生や高校生を対象とした企画の例がみられる。

このような各種施設における取組みの一層の進展が望まれる。

サ 地域における自由な活動空間の確保

公園、広場等の充実や有効活用の促進も、子供の自由な活動空間を確保する上で重要である。

公園等の現況を見ると、景観を重視するあまり、自由な活動の場所が著しく制限されているなど大人の利用を中心とした形態となっているために子供の活動が行われにくい例や、遊具・施設などに特色がなく、学校外の活動の場所として魅力に乏しい例等がみられる一方、例えば、わんぱく広場、冒険広場等の趣旨の下に、自由な遊び場として親しまれる例もみられる。

また、町並みの中に子供を含めた様々な世代の人々が集まって催し物を楽しむ空間等を設けることも有意義と考える。

関係行政機関の理解や協力を得て学校外活動に配慮した空間の一層の充実が図られるとともに、既存の空間についても、可能な限り子供の自由な活動の場所としての利用に配慮されることが求められる。

また、自然地、空地も今日貴重な学校外活動の場と考えられる。現状においては、例えば、河岸にみられるように、安全管理の問題もあって利用できない例も多い一方、適切な整備によって都市の中に子供が自由に活動できる緑豊かな空間を提供している例もみられる。可能な限り、これらの空間が子供の自由な活動の場所として有効利用される環境作りが望まれる。

(2) 広域的な学校外活動の充実

子供の学校外活動の範囲は、日常生活圏を基盤としながらも、最近の社会生活一般における活動範囲の拡大に伴って、従来より拡大する傾向にあり、日帰りによる広域的な活動や宿泊型の活動の重要性も増大していると考えられる。

このような広域的活動による新鮮な活動体験は、身近な場所での活動体験とあいまって、子供の成長に大きく寄与するものであり、そのための場や機会の充実を促進することが必要である。

ア 青少年団体の広域的活動の振興

宿泊を伴う野外活動や地域間交流活動・国際交流活動等について中心的な役割を担っている青少年団体の広域的活動を一層振興する必要がある。

また、青少年団体は、日常生活圏における活動から広域的な活動まで、幅広く展開しているものが多く、これらの活動を振興する上で参考となるのは、近年、地方公共団体において青少年教育活動の充実等を図るための基金を設け、地域レベルの青少年団体活動等への援助を行う例もみられるようになってきたことである。このような援助の手段を講じることも地域での多様な学校外活動の展開に資するものと考ええる。

イ 多機能広域型の活動センターの提供

日帰り圏などいわば中距離の活動範囲においては、比較的年長の子供を中心にグループを結成して、例えば、美術・音楽などの芸術活動、スポーツ活動、歴史・科学・環境保護等の特定分野に関する学習活動、国際交流活動、ボランティア活動など種々の活動に取り組む例も多い。地域の実情に応じ、このような多様な活動ができる拠点として、各々の活動にふさわしいゾーンを併せ持つ多機能型の活動センターの設置を進めることも、今後必要になってくると考える。

ウ 青少年教育施設、野外活動施設等の充実・活性化

青年の家、少年自然の家等の青少年教育施設においては、数泊以上にわたる団体活動の受入れを趣旨としているものが多いが、さらに、週末利用の活動、親子参加の活動の受入れや主催事業の企画の一層の充実等を進めることが必要である。

併せて青少年教育施設の運営に関しても、時代の変化に対応しつつ、より活用しやすく、活動意欲を持ちやすい利用条件の確保を図る必要がある。また、施設面に関しても、このような多様な活動ニーズに配慮した特色ある施設作りを進めていくことが必要である。特に、国立青年の家等においては、今後、施設の現代化・個性化等の推進に努めることが必要と考える。

また、キャンプ場やユース・ホステル等の野外活動施設においては、地方公共団体、社会教育関係団体やスポーツ団体等が親子キャンプ活動、青少年国際交流事業等、様々な事業を実施している。

発達期の子供にとって、野外活動を通して得られる様々な体験は、自然や環境に対する理解を深めたり、様々な状況を仲間と一緒に乗り越えていくことにより行動力、積極性、協調性などを体得することができる貴重なものであり、その振興を図るとともに、これらの野外活動施設その他の関連施設について整備充実を図っていくことが重要である。

エ 地域開発及び各種広域型施設の整備における配慮

近年、都市再開発、新たな広域的な都市計画、リゾート開発などの地域開発等が行われているが、このような地域開発等に当たっては、自然環境の保護等に十分留意しつつ、子供の広域的な活動も視野に入れた対応が望まれる。

また、国立公園、国定公園、都道府県立公園等における環境保護活動や自然学習、森林を活用した野営活動、史跡の保存・活用による体験学習活動の場や機会など、広域的な学校外

活動の観点からみて有意義と考えられる活動環境の充実及び適切な利活用を図ることが望まれる。

(3) 青少年の興味・関心の多様化等への対応

現代の子供については、経済的に豊かな生活やマスコミからの情報摂取量の増大等により、多彩な個別の分野にわたる興味・関心を持ち、時代の動向に敏感に反応した活動意欲を見せる等の傾向がみられる。このような興味・関心の個性化、多様化に対応して、多様な活動の場や機会の振興を図ることが求められる。

その一方、適切な興味・関心の対象を発見できずにいる子供、極めて狭い分野の興味・関心に閉じこもっている子供、仲間作りが苦手な引きこもりがちの子供等の姿もみられる。これらの子供が活動に親しむためのきっかけを提供する観点からも、子供達をひきつける多様な活動の場や機会の充実を図る必要がある。

ア 多様な学校外活動関連事業・施設の振興と連携の促進

従来から、遊園地、劇場や映画館、スケート場やプールなどの様々な施設が民間事業者によって提供され、子供や家族の活動の場として親しまれているが、近年さらに、民間事業者や地方公共団体等によって教育的配慮を伴った特色ある事業や施設の設置が行われる傾向がみられるようになっている。

この中には、例えば自由な野外活動ができる空間を提供したり、一定のカリキュラムの下に生き物と触れ合う活動、宇宙科学への興味・関心を養う活動、国際交流活動、各種スポーツ活動、親子キャンプ活動など独創的豊かな活動を展開している例がみられる。また、企業施設を開放して子供の遊びや興味・関心に応じたテーマの学習の場を提供する等の例もみられる。

このような動向を踏まえ、公共部門はもとより民間事業者による事業・施設を含め、学校外活動関連事業・施設の状況及び動態の総合的な把握に努めるとともに、これらの事業・施設の振興と相互連携の促進を通じ、多様な学校外活動の場や機会の総合的な充実を推進する必要がある。

イ 先導的な学校外活動プログラムの開発・提供

現代の子供にとって魅力のある活動や今後の社会変化に対する基礎的な興味・関心を養う活動などについて、休日の活用を踏まえた先導的な活動プログラムの開発・提供が必要である。その際、子供の興味・関心や活動の特性は発達段階によって異なること、また地域の実情により活動を行う環境も異なること等に留意しつつ開発・提供を進めることが求められる。

また、心身に障害のある子供の参加に配慮した活動プログラムの開発・提供も重要である。

併せて、これらのプログラムや各地の特色ある取組みが広く実践されるよう地域の人々や関係団体・機関等に対し実践的な事例集等の参考資料の提供を図る必要がある。

ウ 学校外活動に関する情報提供等の充実

学校外活動の場や機会の充実を図ることと併せて、多くの人々が活動に参加できるよう、どのような活動が、いつ、どこで行われているか等の具体的な情報を人々が身近な場所で知

ることができるような環境を整えることが必要である。このため、教育委員会は、極力広範に情報を収集し、例えば学校を通じて子供やそれぞれの家庭への周知を図ったり、地域の社会教育施設、鉄道駅、バス停留所、郵便局など普段人々がよく訪れる場所に情報コーナーを設けて広報するなどの工夫に努める必要がある。

また、家族や子供達のグループが希望する学校外活動について、活動の進め方等に関する相談が気軽に行える場所が地域に設置されていることが求められる。このため、例えば公民館等においては、活動相談のコーナーを設けて助言するなど、活動相談のセンター的な機能を果たすことが期待される。

なお、一部の保護者においては、子供の遊びの重要性に対して理解が不足していたり、子供の安全に対する過度の心配から子供の自由な活動を抑制してしまう等の傾向がみられる。このため、遊びは子供の成長の上で大きな意義を持つものであることや子供の安全に対する能力は豊富な活動体験を積み重ねることによって自然な形で身に付いていくことなどが広く理解されるよう啓発普及に努めることも大切である。

また、子供が家庭において豊かに生活体験を持てるよう支援する観点から、各家庭が今後の在り方を考えていくための参考となる資料の提供や学習機会の充実を図ることも大切と考える。

(参考)

青少年の学校外活動に関する調査研究について

昭和 63 年 1 月 11 日
文 部 事 務 次 官 裁 定
(最近改正 平成 3 年 4 月 1 日)

1. 趣 旨

週休二日制の普及、夏期休暇等休日の拡大等の変化に対応した青少年の学校外活動の充実方策について検討する。

2. 実施方法

- (1) 別紙の学識経験者等の協力を得て調査研究を行う。
- (2) 必要に応じ、上記の協力者以外の者からも広く意見の聴取を行う。
- (3) 調査研究は、学校教育における教育指導の在り方と連携しつつ進めるものとする。

3. 実施機関

平成 3 年 4 月 1 日から平成 4 年 3 月 31 日までとする。

(別紙)

青少年の学校外活動に関する調査研究協力者

井 一 信 義	元(社)日本P T A全国協議会専務理事
岡 野 俊一郎	(助)日本オリンピック委員会理事
押野見 邦 彦	千葉県木更津市立波岡中学校教頭
上 村 文 三	(社)青少年育成国民会議専務理事
川 井 貞 一	宮城県白石市長
見 城 美枝子	テレビキャスター
児 玉 邦 二	武蔵野女子大学教授
堺 嘉 治	全国連合小学校長会副会長
坂 本 昇 一	千葉大学教授
清 水 一 枝	主 婦
末 吉 裕 郎	(社)全国子ども会連合会常務理事
高 丘 季 昭	(株)西友会長
田 村 哲 夫	学校法人渋谷教育学園渋谷女子高等学校理事長、校長
萩 原 通 正	栃木県上三川町中央公民館長
服 部 栄	東京都墨田区さくら橋コミュニティセンター館長
服 部 祥 子	大阪教育大学助教授
濱 里 忠 宣	鹿児島県総合教育センター所長
林 裕 三	(助)健康スポーツ連盟理事
日 丸 哲 也	群馬大学教授
宮 田 義 二	日本鉄鋼産業労働組合連合会最高顧問

福岡県公民館大会年表

大会	日 時	開 催 地	大 会 主 題	全体討議テーマ
第1回	昭和28年1月	県社会教育会館		
第2回	昭和29年4月	八幡市		
第3回	昭和29年11月 19日～20日	筑紫郡二日市町中 央公民館	社教法5周年、青振法1周年を記念し公民館・青年学級の重要な諸問題を研究討議し、具体策を探り、既に展開している生活自立運動の促進を期す。	公民館の振興はいかにあるべきかー社会教育の反省と将来
第4回	昭和30年11月 21日～22日	大牟田市中央公民館	戦後10年間の公民活動を反省し、困難な諸問題について徹底的な研究協議を行い、具体的振興策を樹立すると共に生活自律運動の推進を期す。	赤字財政下の公民館をいかに振興するか。
第5回	昭和31年10月 25日	飯塚市中央公民館	公民館を社会教育機関として整備強化し、勤労青少年教育の振興事業の効率化・総合化・大衆化をはかり、新生活運動の促進を期す。	公民館の現状はこのままでよいか。
第6回	昭和32年10月 19日	豊前市八屋中学校	地方財政の窮迫や町村合併のなかで、公民館の組織運営を強化し、特に分館施設の整備と活動の活発化をはかる。	新生活運動の反省と今後の推進方策について
第7回	昭和34年11月 21日～22日	福岡市中央公民館	社教法施行10周年を記念し、公民館10年の歩みを顧み新しい時代に即応する公民館のあり方と振興方策の研究	公民館10年の歩みとこれからの公民館
第8回	昭和35年10月 3日～4日	大川市市民会館	公民館運営の科学化・技術化を促進し、地域の社会教育センターにふさわしいものとするために設備基準に即して、当面する問題の研究	地域の社会教育センターとして公民館の整備を計画的に推進するためにはどうしたらよいか。
第9回	昭和36年6月 3日～4日	直方市公会堂	地域社会の文化センターとして住民の実生活に即する社会教育の総合的推進に寄与する公民館活動と経営の新しい在り方の研究	地域の社会教育を総合的に推進するにはどうしたらよいか。
第10回	昭和37年5月 13日～14日	行橋市行橋小学校	楽しく学び、豊かな暮らしと文化をつくるために公民館はどうしたらよいか。	青少年が楽しく学び健やかに成長するために公民館はどうしたらよいか。
第11回	昭和38年5月 25日～26日	北九州市戸畑区文 化ホール	住みよい地域社会に豊かな生活文化をつくらう	新しい地域社会の建設と生活文化の向上発展に資するためには公民館はいかにあるべきか。
第12回	昭和39年5月 31日～6月1日	福岡市市民会館	ひとりひとりの生活をよくし、豊かな市民性を育てるために公民館はどうしたらよいか。	公民館への期待ーとくに市民性の向上を中心としてー
第13回	昭和40年5月 23日～24日	筑後市市民会館	変貌する社会における住民の社会教育活動を振興するための公民館の役割	地域住民の生活文化を高めるために果たすべき公民館の役割は何か。

大会	日 時	開 催 地	大 会 主 題		全体討議テーマ
第14回	昭和41年 5月 24日～25日	田 川 市 体 育 館	住民の創造的生活の確立をめざす自主的な学習活動を育てよう。		住民の創造的生活の確立のために (分科会テーマ)
第15回	昭和42年 5月 14日～15日	豊前市市民会館	今日の生活を見つめ、明日の生活を築くための公民館の役割とそのため施設設備の充実と配置のあり方		地方自治と住民の学習 (記念講演)
第16回	昭和43年 5月 28日～29日	北九州市八幡市民会館	公民館の近代化と新しい活動の課題を求めて		社会生活の都市化と公民館の課題 (記念講演)
第17回	昭和44年 5月 31日～6月1日	太宰府町九州学園 福岡女子短大	急激な社会構造の変化に対処し得る人間づくりと新しい地域形成のための住民の教育機関としての公民館の新しいあり方と役割		これからの新しい公民館のあり方と役割 (記念講演)
第18回	昭和45年 5月 26日～27日	久留米市市民会館	未来をひらくための学習と公民館のあり方を考えよう		公民館の理想と現実
第19回	昭和46年 5月 25日～26日	飯塚市文化センター	住民の学習にこたえられるための公民館の施設設備を充実し、職員体制を整備し、市民社会を育てるための教育をすすめよう		岐路にたつ70年代の選択 (記念講演)
第20回	昭和47年 7月 6日～7日	行橋市市民会館	住民の日常的学習要求に応じる公民館体制の確立と今日的役割を考え、また新しい地域社会(コミュニティ)形成のための公民館活動のあり方を考える		明日を創る公民館の新路線 (記念講演)
第21回	昭和48年 5月 30日	福岡市立少年文化 会館ホール	生活に根ざす公民館活動の創造と前進		生活に根ざす住民の教育要求にこたえるための公民館の役割 (シンポジウム)
第22回	昭和49年 6月 6日	(八女市) 市 町 村 会 館	魅力ある公民館の創造と前進	実践発表 対面討議 全体討議	住民にとって公民館とは何か
第23回	昭和50年 6月 1日	直 方 市 民 会 館	豊かな地域づくりをめざす公民館の役割	シンポジウム 講 演	コミュニティの形成と公民館 これからの公民館経営
第24回	昭和51年 6月 3日	豊 前 市 民 会 館	住民の生活を高めるための公民館事業のあり方を考えよう	パネル討議 講 演	住民の求めに応ずる公民館事業のあり方 住民の生活を高めるための公民館事業
第25回	昭和52年 9月 22日	北九州市小倉南市民センター	住民の学習要求に応えるための公民館のあり方を考える	分科会(9) 講 演	これからの社会教育
第26回	昭和53年 7月 5日	太宰府勤労者体育センター	地域住民の学習要求に応えるための具体的な公民館のあり方を考える	分科会(8) 講 演	地域と社会教育

大会	日時	開催地	大会主題	全体討議テーマ
第27回	昭和54年7月3日	大川市文化センター	多様化する地域住民の学習要求に応えるための公民館のあり方を考える	分科会(8) 演 地域が育てる児童文化
第28回	昭和55年6月12日	中間体育文化センター	地域住民の実際生活に即した公民館の在り方について	パネル討議 演 地域住民の実際生活に即した公民館の在り方について
第29回	昭和56年6月30日	行橋市民会館	公民館が果たすべき今日的意義と役割を考える	シンポジウム(3) 演 青少年をとりまく諸問題に対処する社会教育
第30回	昭和57年6月9日	北九州市小倉市民会館	住民が主体となる公民館の在り方を考える	分科会(8) 演 住民が主体となる公民館の在り方を考える
第31回	昭和58年8月9日	福岡県立福岡勤労青少年文化センター	「住民の実際生活に即した公民館の役割と機能を考える」－今、公民館は地域住民とともに何をしなければならぬか－	分科会(9) 演 「現代の青少年問題を考える」－思いやりのある社会づくりのために－
第32回	昭和59年6月22日	甘木文化会館	生涯教育の視点に立った公民館経営の在り方を考える	パネル討議(3) 分科会(2) 演 ニューメディア時代を考える
第33回	昭和60年6月13日	飯塚文化センター	生涯教育推進の拠点にある公民館のあり方を考える	分科会(8) 演 生涯教育の推進と公民館の役割
第34回	昭和61年5月30日	豊前市体育館	生涯学習を推進する公民館の役割・機能を考える	分科会(7) 演 生涯学習と放送
第35回	昭和62年8月6日	北九州市立小倉市民会館	生涯学習を推進する公民館の役割・機能を考える	分科会(7) 演 「豊かな心を育てる地域社会の役割」
第36回	昭和63年7月27日	福岡県立福岡勤労青少年文化センター	生涯学習社会の形成をめざす公民館のあり方を考える	分科会(7) 演 「生涯学習社会における公民館の役割」
第37回	平成2年11月21日	筑紫野市文化会館	生涯学習社会をめざす公民館のあり方を考える	シンポジウム(1) 分科会(4) 演 生涯学習社会における公民館の役割
第38回	平成3年7月31日	直方市民会館	生涯学習時代に対応する公民館活動のあり方	講 演 分科会(5) 地域に根ざした公民館活性化の提言

福岡県公民館連合会加盟郡公民館連合会一覧

郡	名 称	事務局所在地及び連絡先	
筑紫郡	那珂川町教育委員会	〒811-12	筑紫郡那珂川町大字後野120 中央公民館内 ☎(092)952-2092
粕屋郡	粕屋郡社会教育振興会	〒811-22	粕屋郡粕屋町大字上大隈54 粕屋郡自治会館内 ☎(092)938-0895
宗像郡	宗像地区社会教育振興協議会	〒811-34	宗像市大字東郷1022 宗像自治会館内 ☎(0940)36-2723
糸島郡	糸島郡社会教育振興会 (公民館担当者会)	〒819-11	糸島郡前原町大字前原623番 前原町教育委員会 社会教育課 ☎(092)323-1111 (内) 372
遠賀郡	遠賀郡社会教育振興協議会	〒807	遠賀郡水巻町大字頃末880-5 水巻町中央公民館内 ☎(093)201-0401
鞍手郡	鞍手郡社会教育振興協議会 (公民館部会)	〒822	鞍手郡宮田町大字宮田29-1 宮田町教育委員会 社会教育課内 ☎(09493)2-1008
朝倉郡	朝倉郡社会教育振興会	〒838	甘木市大字甘木2041-1 県甘木総合庁舎内児童 生徒相談室 ☎(0946)22-6120
浮羽郡	浮羽郡社会教育振興会	〒839-13	浮羽郡吉井町347-1 県浮羽総合庁舎内児童生 徒相談室 ☎(09437)5-3146
三井郡	三井郡社会教育振興会	〒830-11	三井郡北野町大字中273-1 北野町中央公民館内 ☎(0942)78-2308
三潁郡	三潁郡公民館連合会	〒830-11	三潁郡三潁町大字玉満2949-1 三潁町公民館内 ☎(0942)64-3020
八女郡	八女郡社会教育振興会 (公民館部会)	〒834-11	八女郡上陽町大字北川内483-1 上陽町中央公民館内 ☎(0943)54-3131
山門・三池郡	山門・三池郡社会教育振興会 (公民館長会)	〒835	山門郡瀬高町大字下庄1557 山門三池郡町村会館 内 ☎(0944)62-2360
嘉穂郡	嘉穂郡社会教育振興協議会	〒820	飯塚市立岩中方1401-2 県教育庁筑豊教育事所 内 ☎(0948)25-2602
田川郡	田川郡社会教育振興協議会 (公民館部会)	〒820	飯塚市立岩中方1402-2 県教育庁筑豊教育事所 内 ☎(0948)25-2602
京都郡	京都郡公民館連合会	〒800-03	京都郡苅田町京町2-5 苅田町中央公民館内 ☎(093)434-0456
筑上郡	筑上郡社会教育振興会 (公民館部会)	〒871	筑上郡吉富町大字広津413 吉富町公民館内 ☎(0979)22-1944

県内公立公民館一覧表

北九州市

名称の()は分館
職員数の()は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
1	門司中央公民館	〒801 門司区栄町3-7	(093) 332-0887	S56・4・2	2,200㎡	10人
2	小倉北中央公民館	〒803 小倉北区大門1丁目6-43	571-2712	S54・11・1	1,970	14
3	小倉南中央公民館	〒802 小倉南区若園5丁目1-5	941-4220	S51・4・29	2,859	11
4	若松中央公民館	〒808 若松区本町3丁目13-1	751-8683	S60・7・1	1,542	10
5	八幡東中央公民館	〒805 八幡東区尾倉2丁目6-3	671-6561	S26・10・15	2,169	10
6	八幡西中央公民館	〒806 八幡西区相生町19-1	641-7700	S51・5・2	2,652	11
7	戸畑中央公民館	〒804 戸畑区中本町7-20	882-4281	S62・2・5	905	14
1	老松公民館	〒801 門司区老松町3-1	(093) 332-0889	S56・4・23	671	3
2	風師公民館	〒801 " 風師3丁目10-27	331-5735	S60・4・17	708	4
3	大里西部公民館	〒800 " 稲積1丁目3-1	381-4927	S44・4・1	670	3
4	大里中部公民館	〒800 " 高田1丁目20-1	381-2328	S48・5・12	704	4
5	大里東部公民館	〒800 " 下二十町1-12	371-4419	S48・5・13	693	3
6	東郷公民館	〒801 " 大字黒川384	341-1126	H 2・1・11	705	4
7	早鞆公民館	〒801 " 新開6-11	331-2025	S63・11・8	715	4
8	松ヶ江公民館	〒 ⁸⁰⁰ ₋₀₁ " 恒見町21-1	481-0290	S41・4・23	719	3
9	足立公民館	〒802 小倉北区熊本1丁目12-1	941-2763	S58・4・22	733	4
10	板櫃公民館	〒803 " 井堀2丁目7-4	591-8750	S51・10・1	770	4
11	霧丘公民館	〒802 " 黒原2丁目30-30	922-7365	S52・12・3	705	4
12	小倉東公民館	〒802 " 堺町2丁目4-24	551-1201	S46・4・1	678	4
13	篠崎公民館	〒803 " 真鶴1丁目5-15	571-3281	S55・4・20	684	4
14	白銀公民館	〒802 " 白銀1丁目5-8	921-2606	S53・3・3	705	4
15	富野公民館	〒802 " 上富野5丁目6-21	522-5233	S53・5・6	703	4
16	日明公民館	〒803 " 日明4丁目3-7	571-3704	S42・4・1	540	4
17	南小倉公民館	〒803 " 熊谷1丁目26-15	582-7328	S60・11・27	960	2
18	企救公民館	〒802 小倉南区北方2丁目16-7	951-0133	S43・3・31	645	4
19	広徳公民館	〒803 " 大字徳力191-9	963-0158	S63・11・18	706	4
20	志徳公民館	〒803 " 徳力4丁目17-5	963-3101	S53・12・2	709	4
21	城野公民館	〒802 " 富士見3丁目1-3	951-0231	S52・4・1	1,327	4
22	曾根公民館	〒 ⁸⁰⁰ ₋₀₂ " 下曾根4丁目23-38	471-7710	S48・8・21	731	4
23	沼公民館	〒 ⁸⁰⁰ ₋₀₂ " 沼緑町1丁目11-19	473-2021	S52・9・1	706	4
24	東谷公民館	〒 ⁸⁰³ ₋₀₁ " 大字木下704-1	451-0217	S58・11・21	724	4

名称の（ ）は分館
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
25	南曾根公民館	〒 ⁸⁰⁰ ₋₀₂ 小倉南区朽網西3丁目6-39	471-8566	S56・9・30	710㎡	4人
26	湯川公民館	〒 ⁸⁰⁰ ₋₀₂ " 湯川1丁目8-33	941-1751	S55・10・16	710	4
27	横代公民館	〒802 " 横代東町4丁目13-1	962-1731	S52・9・2	785	4
28	吉田公民館	〒 ⁸⁰⁰ ₋₀₂ " 中吉田6丁目27-5	471-4603	S61・10・3	711	4
29	両谷公民館	〒 ⁸⁰³ ₋₀₂ " 徳吉南1丁目6-10	451-1138	S50・5・10	706	4
30	島郷公民館	〒 ⁸⁰⁸ ₋₀₁ 若松区鴨生田2丁目1-1	791-0483	S45・4・20	657	4
31	高須公民館	〒 ⁸⁰⁸ ₋₀₁ " 高須北1丁目1-2	741-5707	H 3・4・25	720	4
32	枝光公民館	〒805 八幡東区日の出1丁目5-11	661-1034	S51・12・1	715	4
33	枝光北公民館	〒805 " 大宮町6-1	661-2437	S39・2・25	571	4
34	大蔵公民館	〒805 " 大蔵2丁目4-13	652-3817	S48・2・11	677	4
35	尾倉公民館	〒805 " 尾倉1丁目15-2	661-0516	S52・12・3	706	4
36	高見公民館	〒805 " 荒生田2丁目3-10	651-2101	S49・11・1	733	4
37	槻田公民館	〒805 " 宮の町2丁目2-10	651-3816	S49・11・1	648	4
38	前田公民館	〒805 " 桃園4丁目1-1	661-1584	S51・9・3	704	4
39	八幡大谷公民館	〒805 " 中央2丁目1-1	661-1092	S48・10・1	625	4
40	穴生公民館	〒806 八幡西区鷹の巣3丁目3-1	641-6026	S37・7・7	919	4
41	永犬丸公民館	〒807 " 大字永犬丸1932-1	603-1055	S53・10・1	725	4
42	沖田公民館	〒807 " 三ヶ森4丁目6-1	612-3881	S46・4・5	670	4
43	折尾公民館	〒807 " 光明2丁目2-50	601-8991	S57・4・16	707	4
44	香月公民館	〒 ⁸⁰⁷ ₋₁₁ " 香月中央1丁目7-1	617-0203	H 2・6・25	976	4
45	熊西公民館	〒806 " 山寺町6-30	641-3407	S48・4・5	619	4
46	黒崎公民館	〒806 " 藤田4丁目1-1	641-4106	S50・9・1	1,132	4
47	上津役公民館	〒806 " 上の原2丁目2-16	612-3568	S59・6・28	717	4
48	木屋瀬公民館	〒 ⁸⁰⁷ ₋₁₂ " 大字野面770	617-1127	S57・11・26	704	4
49	陣山公民館	〒805 八幡東区桃園3丁目1-1	661-1657	S61・4・12	710	4
50	則松公民館	〒807 八幡西区則松2丁目9-1	602-2010	S55・4・1	705	4
51	引野公民館	〒806 " 別所町9-1	641-2906	S42・7・28	569	4
52	本城公民館	〒807 " 本城1丁目15-1	601-8990	S38・6・8	601	4
53	八児公民館	〒806 " 町上津役東1丁目17-1	613-2555	S55・4・24	710	4
54	浅生公民館	〒804 戸畑区浅生2丁目13-7	881-5688	S49・11・11	844	3
55	一枝公民館	〒804 " 一枝1丁目8-1	881-1029	S56・4・10	505	3
56	鞆ヶ谷公民館	〒804 " 西鞆ヶ谷町3-17	881-1039	S55・10・24	520	3
57	沢見公民館	〒804 " 小芝2丁目1-4	881-5689	S35・5・13	476	3
58	三六公民館	〒804 " 小芝3丁目12-2	881-0958	S47・12・6	519	3

名称の（ ）は分館
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
59	天籟寺公民館	〒804 戸畑区夜宮2丁目4-15	881-1028	H 3・4・18	520㎡	3人
60	戸畑大谷公民館	〒804 " 東大谷2丁目12-33	881-0067	S31・6・6	334	3
61	戸畑大谷西公民館	〒804 " 菅原2丁目12-12	881-3148	S40・4・5	294	3
62	中原公民館	〒804 " 中原東2丁目2-35	881-1038	S56・4・16	519	3
63	西戸畑公民館	〒804 " 南鳥旗町3-17	881-2330	S50・8・1	502	3
64	東戸畑公民館	〒804 " 千防3丁目1-12	881-1019	S52・4・21	514	3
65	牧山公民館	〒804 " 牧山4丁目1-22	881-1041	S58・4・20	410	3
66	牧山東公民館	〒804 " 丸町1丁目2-38	881-3177	S40・4・5	310	3

福岡市

名称の()は分館
職員数の()は兼任……外数

番号	名称	所在地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
1	東市民センター	〒813 東区香住丘1丁目12-1	(092) 661-1831	S52・7・16	3,036㎡	13人
2	博多市民センター	〒812 博多区山王1丁目13-10	472-5991	S58・8・26	4,725	15
3	中央市民センター	〒810 中央区赤坂2丁目5-8	714-5521	S55・3・23	3,854	11
4	南市民センター	〒815 南区塩原2丁目8-2	561-2981	S53・7・22	5,193	12
5	城南市民センター	〒 ⁸¹⁴ ₋₁₀ 城南区片江5丁目3-25	862-2141	S59・8・1	4,043	11
6	早良市民センター	〒814 早良区百道2丁目2-1	831-2321	S57・2・14	4,034	15
7	西市民センター	〒814 西区姪浜町957-1	891-7021	S63・3・1	5,208	13
1	大名公民館	〒810 中央区大名2丁目6-53	751-4212	S29・4・1	519	2
2	当仁公民館	〒810 " 唐人町3丁目1-11	751-6824	S28・4・1	280	2
3	冷泉公民館	〒812 博多区上川端町6-1	281-2245	S29・4・1	288	2
4	奈良屋根公民館	〒812 " 奈良屋町1-6	271-4461	S29・4・1	288	2
5	御供所公民館	〒812 " 御供所町6-6	281-5512	S29・4・1	261	2
6	大浜公民館	〒812 " 大博町7-16	281-0343	S28・4・1	307	2
7	簀子公民館	〒810 中央区大手門3丁目10-7	711-2268	S29・4・1	282	2
8	警固公民館	〒810 " 警固1丁目11-2	731-4655	S29・4・1	281	2
9	西新公民館	〒814 早良区西新2丁目10-10	851-9925	S28・4・1	375	2
10	春吉公民館	〒810 中央区春吉1丁目17-13	761-2528	S29・4・1	288	2
11	住吉公民館	〒812 博多区住吉5丁目6-1	441-6955	S29・4・1	262	2
12	草ヶ江公民館	〒810 中央区六本松1丁目11-1	741-7998	S28・4・1	442	2
13	堅粕東光公民館	〒812 博多区東光2丁目15-2	411-7792	S28・1・1	521	2
14	馬出公民館	〒812 東区馬出1丁目12-33	651-0605	S28・4・1	280	2
15	千代公民館	〒812 博多区千代1丁目20-11	651-0066	S28・4・1	281	2
16	原公民館	〒814 早良区原2丁目5-2	821-6414	S27・1・1	282	2
17	長尾公民館	〒 ⁸¹⁴ ₋₀₁ 城南区長尾1丁目3-14	871-5619	S27・1・1	281	2
18	吉塚公民館	〒812 博多区吉塚2丁目21-15	611-6320	S28・4・1	279	2
19	東住吉公民館	〒812 " 博多駅前4丁目11-12	431-1271	S27・1・1	281	2
20	宮松公民館	〒812 東区箱崎1丁目27-17	651-2608	S28・1・1	525	2
21	平尾公民館	〒810 中央区平尾3丁目29-23	531-6885	S29・4・1	281	2
22	高宮公民館	〒810 " 大宮2丁目2-11	531-0029	S29・4・1	332	2
23	姪浜公民館	〒819 西区姪浜2丁目10-6	881-0384	S28・1・1	282	2
24	席田公民館	〒812 博多区空港前3丁目19-32	611-0315	S27・1・1	460	2
25	三宅公民館	〒815 南区三宅2丁目25-42	541-1088	S27・1・1	293	2
26	花畑公民館	〒815 " 花畑3丁目35-6	566-9061	S27・1・1	332	2

名称の()は分館
職員数の()は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
27	月 限 公 民 館	〒816 博多区大字上月隈847-3	503-4106	S28・1・1	458㎡	2人
28	箱 崎 公 民 館	〒812 東区箱崎1丁目27-17	651-7708	S27・1・1	宮松共用	3
29	壺 岐 公 民 館	〒819 西区拾六町3丁目21-2	881-1093	S27・1・1	332	2
30	能 古 公 民 館	〒819 " 能古657-9	881-0873	S28・4・1	282	2
31	今 宿 公 民 館	〒 ⁸¹⁹ ₋₀₁ " 今宿町1146	806-0242	S27・1・1	332	3
32	今 津 公 民 館	〒 ⁸¹⁹ ₋₀₁ " 今津734-1	806-2021	S27・1・1	246	2
33	玉 川 公 民 館	〒815 南区向野1丁目3-23	541-3212	S28・1・1	325	2
34	高 取 公 民 館	〒814 早良区高取1丁目10-1	851-9705	S28・4・1	331	2
35	鳥 飼 公 民 館	〒 ⁸¹⁴ ₋₀₁ 城南区鳥飼4丁目13-1	821-5227	S28・4・1	417	2
36	西 高 宮 公 民 館	〒815 南区高宮1丁目10-16	531-4767	S29・4・1	281	2
37	赤 坂 公 民 館	〒810 中央区赤坂2丁目5-14	751-4691	S29・9・1	331	2
38	日 佐 公 民 館	〒816 南区横手3丁目43-1	591-5542	S29・10・1	282	2
39	田 隈 公 民 館	〒 ⁸¹⁴ ₋₀₁ 早良区野芥2丁目8-1	863-7151	S29・10・1	287	2
40	香 椎 公 民 館	〒813 東区香椎駅前2丁目13-4	661-3258	S30・2・1	332	2
41	多々良公民館	〒813 東区多々良1丁目56-2	691-3767	S30・2・1	332	2
42	名 島 公 民 館	〒813 " 名島2丁目43-73	681-0155	S31・4・1	349	2
43	那 珂 公 民 館	〒816 博多区那珂3丁目8-9	471-9329	S35・4・1	293	2
44	板 付 公 民 館	〒816 " 麦野1丁目29-12	581-1117	S30・4・5	330	2
45	那 珂 南 公 民 館	〒816 " 寿町3丁目3-5	571-4319	S35・4・1	332	2
46	大 楠 公 民 館	〒815 南区大楠1丁目22-13	521-7044	S33・4・1	276	2
47	金 武 公 民 館	〒819 西区大字金武2136-1	812-1967	S35・8・27	241	2
48	和 白 公 民 館	〒 ⁸¹¹ ₋₀₂ 東区和白3丁目28-31	606-3001	S35・8・27	480	2
49	周 船 寺 公 民 館	〒 ⁸¹⁹ ₋₀₃ 西区大字周船寺3丁目3-1	806-1371	S36・4・1	292	2
50	元 岡 公 民 館	〒 ⁸¹⁹ ₋₀₃ " 太郎丸1丁目4-15	806-5132	S36・4・1	268	2
51	北 崎 公 民 館	〒 ⁸¹⁹ ₋₀₂ " 大字宮の浦1978-1	809-1733	S36・4・1	306	2
52	春 住 公 民 館	〒812 博多区博多駅南3丁目11-30	441-6269	S37・3・29	281	2
53	香 住 丘 公 民 館	〒813 東区香住ヶ丘1丁目27-1	681-4704	S37・4・1	331	2
54	若 久 公 民 館	〒815 南区若久1丁目21-24	541-4200	S37・4・1	278	2
55	笹 丘 公 民 館	〒810 中央区笹丘1丁目13-41	761-7375	S37・4・1	281	2
56	室 見 公 民 館	〒814 早良区室見5丁目9-23	843-9577	S38・5・1	607	2
57	舞 鶴 公 民 館	〒810 中央区舞鶴2丁目6-6	771-3541	S39・1・15	332	2
58	宮 竹 公 民 館	〒816 南区五十川1丁目14-15	431-3278	S39・7・15	265	2
59	別 府 公 民 館	〒 ⁸¹⁴ ₋₀₁ 城南区別府1丁目15-19	821-7489	S39・7・15	271	2
60	南 当 仁 公 民 館	〒810 中央区今川2丁目8-21	741-9053	S40・4・12	229	2

名称の()は分館
職員数の()は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
61	千 早 公 民 館	〒813 東区千早3丁目3-6	661-3240	S40・7・12	249㎡	3人
62	百 道 公 民 館	〒814 早良区百道2丁目7-11	831-2401	S41・5・1	332	2
63	小 笹 公 民 館	〒810 中央区平和5丁目13-75	531-9428	S42・5・4	210	2
64	七 隈 公 民 館	〒 ⁸¹⁴ ₋₀₁ 城南区七隈4丁目26-33	871-6905	S44・4・1	331	2
65	長住西長住公民館	〒815 南区西長住2丁目4-3	551-4189	S44・4・1	491	3
66	老 司 公 民 館	〒815 “ 老司3丁目1-8	565-1700	S45・4・1	250	2
67	志 賀 公 民 館	〒 ⁸¹¹ ₋₀₃ 東区大字志賀島736-1	603-6706	S46・4・5	438	2
68	西 戸 崎 公 民 館	〒 ⁸⁰¹ ₋₀₃ “ 西戸崎4丁目8-33	603-0201	S46・4・5	415	2
69	西花畑公民館	〒815 南区皿山1丁目11-11	511-4377	S48・6・25	268	2
70	原 西 公 民 館	〒814 早良区原5丁目12-16	851-7683	S48・6・1	276	2
71	東吉塚公民館	〒812 博多区吉塚6丁目6-10	611-2001	S49・4・1	330	2
72	玄 海 公 民 館	〒 ⁸¹⁹ ₋₀₂ 西区大字玄界島21-3	809-1243	S49・4・1	195	2
73	筑紫丘公民館	〒815 南区筑紫丘2丁目22-15	512-6477	S49・10・15	288	2
74	早 良 公 民 館	〒 ⁸¹¹ ₋₁₁ 早良区大字東入部579	804-2420	S50・3・1	1,064	2
75	長 丘 公 民 館	〒815 南区長丘2丁目22-23	511-0456	S50・4・1	294	2
76	堤 公 民 館	〒 ⁸¹⁴ ₋₀₁ 城南区樋井川7丁目21-1	863-5533	S50・4・1	276	2
77	下 山 門 公 民 館	〒819 西区下山門4丁目14-38	881-8383	S50・4・1	281	2
78	若 宮 公 民 館	〒813 東区若宮3丁目27-1	662-5454	S51・4・1	277	2
79	弥 永 公 民 館	〒816 南区弥永団地30-2	582-4645	S51・4・1	276	2
80	美 和 公 民 館	〒 ⁸¹¹ ₋₀₂ 東区美和台1丁目3-12	607-0294	S52・4・1	277	2
81	城 浜 公 民 館	〒813 東区城浜団地32-2	671-6181	S52・4・1	270	2
82	東花畑公民館	〒815 南区屋形原2丁目8-3	511-6655	S52・4・1	278	2
83	和 白 東 公 民 館	〒 ⁸¹¹ ₋₀₂ 東区高美台2丁目3-10	607-2442	S53・4・1	276	2
84	原 北 公 民 館	〒814 早良区南庄4丁目4-11	831-7556	S53・4・1	272	2
85	八 田 公 民 館	〒813 東区八田2丁目16-20	681-5371	S53・12・1	280	2
86	飯 倉 公 民 館	〒 ⁸¹⁴ ₋₀₁ 早良区飯倉7丁目29-27	846-0818	S54・1・4	280	2
87	板 付 北 公 民 館	〒816 博多区板付2丁目2-20	574-0651	S54・2・1	281	2
88	東月隈公民館	〒816 “ 東月隈1丁目23-11	504-1360	S54・4・1	289	2
89	美野島公民館	〒816 “ 美野島2丁目6-11	474-0070	S54・4・1	283	2
90	城 南 公 民 館	〒 ⁸¹⁴ ₋₀₁ 城南区茶山6丁目21-5	843-9418	S54・9・1	290	2
91	内 浜 公 民 館	〒819 西区小戸4丁目11-32	882-1371	S54・9・1	278	2
92	賀 茂 公 民 館	〒 ⁸¹⁴ ₋₀₁ 早良区賀茂1丁目33-7	863-7741	S55・4・1	281	2
93	有 田 公 民 館	〒 ⁸¹⁴ ₋₀₁ “ 次郎丸2丁目21-31	861-7679	S55・4・1	280	2
94	壱 岐 南 公 民 館	〒819 西区野方2丁目6-1	812-0686	S55・4・1	281	2

名称の（ ）は分館
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
95	片江公民館	〒 ⁸¹⁴ ₋₀₁ 城南区片江5丁目35-20	871-1219	S55・8・11	281	2
96	金山公民館	〒 ⁸¹⁴ ₋₀₁ " 友丘6丁目9-36	801-2830	S55・10・1	281	2
97	舞松原公民館	〒813 東区水谷1丁目8-30	672-2199	S56・4・1	281	2
98	福浜公民館	〒810 中央区福浜2丁目1-3	761-8060	S56・4・1	285	2
99	南片江公民館	〒 ⁸¹⁴ ₋₀₁ 城南区南片江1丁目25-35	862-2453	S56・4・1	281	2
100	野芥公民館	〒 ⁸¹⁴ ₋₀₁ 早良区野芥7丁目23-20	862-3119	S56・4・1	281	2
101	西陵公民館	〒819 西区上山門3丁目5-1	891-6342	S56・5・11	281	2
102	香椎東公民館	〒813 東区香椎台1丁目3-7	672-7098	S57・4・1	282	2
103	弥永西公民館	〒816 南区弥永2丁目14-1	582-9620	S57・4・1	282	2
104	東若久公民館	〒815 " 若久6丁目30-12	541-9548	S57・4・1	324	2
105	大原公民館	〒814 早良区原4丁目11-12	822-0428	S57・4・1	282	2
106	四箇山公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₁₁ " 大字四箇520-5	811-2180	S57・4・1	282	2
107	壱岐東公民館	〒819 西区橋本1丁目14-2	811-2185	S57・4・1	281	2
108	石丸公民館	〒819 " 石丸2丁目37-1	881-4983	S57・9・1	281	2
109	鶴田公民館	〒815 南区鶴田3丁目7-2	566-2593	S58・4・1	292	2
110	田島公民館	〒 ⁸¹⁴ ₋₀₁ 城南区田島3丁目7-29	822-0307	S58・4・1	287	2
111	福重公民館	〒819 西区福重4丁目24-33	882-1839	S58・4・1	288	2
112	愛宕公民館	〒819 " 愛宕4丁目11-11	891-7962	S58・11・1	280	2
113	三筑公民館	〒816 博多区三筑1丁目7-32	573-4664	S59・4・1	239	2
114	飯原公民館	〒814 早良区原7丁目3-21	864-4545	S59・4・1	290	2
115	奈多公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₀₂ 東区大字奈多1243-381	607-4697	S60・4・1	282	2
116	青葉公民館	〒813 東区青葉3丁目10-8	691-9799	S60・4・1	282	2
117	野多目公民館	〒815 南区野多目2丁目18-31	565-4223	S60・4・1	282	2
118	堤丘公民館	〒 ⁸¹⁴ ₋₀₁ 城南区堤1丁目26-18	861-4821	S61・4・1	282	2
119	城原公民館	〒819 西区上山門1丁目27-2	891-7966	S61・4・1	283	2
120	高木公民館	〒816 南区高木3丁目11-7	585-1332	S61・12・1	293	2
121	有住公民館	〒814 早良区有田7丁目22-1	822-0352	S61・12・1	295	2
122	香椎浜公民館	〒813 東区香椎浜2丁目4-31	682-1697	S62・4・1	332	2
123	大池公民館	〒815 南区寺塚2丁目9-11	511-4231	S63・4・1	333	2
124	香椎下原公民館	〒813 東区下原1丁目4-2	682-6334	H元・4・1	331	2
125	弥生公民館	〒816 博多区那珂4丁目9-2	451-4534	H元・4・1	386	2
126	塩原公民館	〒815 南区塩原1丁目27-2		H 2・4・1	332	2
127	田村公民館	〒 ⁸¹⁴ ₋₀₁ 早良区大字田835-7		H 2・9・1	332	2

大 牟 田 市

名称の()は分館
職員数の()は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	大牟田中央公民館	〒836 原山町13-3	(0944) 53-1502	H 4・2・29	1,637㎡	5人
1	三川地区公民館	〒836 樋口町5-8	52-5957	S45・4・1	493	3
2	勝立地区公民館	〒836 新勝立町4-1-1	51-0393	S55・6・1	962	3
3	吉野地区公民館	〒837 大字白銀781-3	58-3479	S63・7・1	1,019	2
4	三池地区公民館	〒837 大字三池629-2	53-8343	H 4・8・31	1,308	2

久 留 米 市

	久留米市中央公民館	〒830 諏訪野町1830-6	(09492) 32-6211	S34・10・13	2,659	9
--	-----------	-----------------	--------------------	-----------	-------	---

直 方 市

	直方市中央公民館	〒822 津田町7-20	(0942) 5-2241	S54・4・27	2,196	6
1	植木公民館	〒822 大字植木481-3	8-0143	S29・12・28	305	(3)

飯 塚 市

	飯塚市中央公民館	〒820 西町2-58	(0948) 22-3274	S42・3・15	3,019	3
1	鎮西公民館	〒820 大字大日寺593-16	23-3396	S45・4・1	703	3
2	二瀬公民館	〒820 大字川津675-1	22-2196	S46・3・31	880	3
3	幸袋公民館	〒820 大字幸袋50	22-1189	S47・3・30	833	3
4	菰田公民館	〒820 菰田177	23-6819	S48・3・31	805	3
5	飯塚東公民館	〒820 大字下三緒57-56	23-6028	S49・3・31	836	3
6	鯉田公民館	〒820 大字鯉田1373	22-9293	S51・3・1	803	3
7	立岩公民館	〒820 新飯塚20-30	23-6000	S49・9・1	1,470	4
8	飯塚公民館	〒820 本町20-17	22-2379	S57・8・31	935	3

田 川 市

	田川市中央公民館	〒825 大字伊田2550-1	(0947) 44-5110	S60・8・30	2,281	6(1)
1	(田川市 中央公民館分館)	〒826 千代町6-3	44-2000	S38・11・3	1,068	(5)

柳 川 市

	柳川市中央公民館	〒832 大字本町87-1	(09447) 3-8111			(2)
1	柳河公民館	〒832 大字新町5-2	(09447) 2-5478	H 4・	621	3
2	城内公民館	〒832 大字本町53-1	3-9556	H元・	131	3
3	矢留公民館	〒832 大字矢留本町80-1	3-8398	H 4・	104	3
4	東宮永公民館	〒832 大字下宮永町132-1	3-6791	S57・	1,058	3

名称の（ ）は分館
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
5	両 開 公 民 館	〒832 大字有明町1270-5	3-6792	S42・3・	612	3
6	昭 代 公 民 館	〒 ⁸³⁰ ₋₀₃ 大字久々原126	3-6790	S55・ ・	753	3
7	蒲 池 公 民 館	〒832 上字矢加部251-3	3-6791	S60・ ・	765	3

山 田 市

	山田市中心公民館	〒821 大字上山田443-1	(0948) 52-1222	S46・3・31	1,314	(3)
1	熊ヶ畑公民館	〒821 大字熊ヶ畑2173-1	52-0104	S47・3・31	541	2
2	上山田公民館	〒821 大字上山田1515	52-1377	S61・9・	115	2
3	大橋公民館	〒821 大字上山田443-1	52-0224	S46・3・31	29	2
4	下山田公民館	〒821 大字下山田376	52-1369	S50・3・31	630	2

甘 木 市

1	上秋月公民館	〒838 大字上秋月1732-1	(0946) 25-0457	S50・11・	595	3
2	秋 月 公 民 館	〒838 大字下秋月670	25-0458	S31・7・	909	3
3	安 川 公 民 館	〒838 大字下淵737	22-2017	S38・3・	669	3
4	中 央 公 民 館	〒838 大字甘木770-3	22-2117	S29・7・	1,096	4
5	馬 田 公 民 館	〒838 大字馬田1286	22-2140	S60・4・	660	3
6	立 石 公 民 館	〒838 大字頓田299-1	22-2101	S34・5・	359	3
7	福 田 公 民 館	〒838 大字小隈219-1	22-2158	S62・4・	540	3
8	蟻 城 公 民 館	〒838 大字林田235	22-3004	S58・4・	401	3
9	金 川 公 民 館	〒838 大字屋永3266	22-2242	S35・5・	346	3
10	三 奈 木 公 民 館	〒838 大字三奈木4260	22-3114	S53・10・	588	3
11	高 木 公 民 館	〒 ⁸³⁸ ₋₁₄ 大字黒川3968-2	29-0750	S53・3・	176	3

八 女 市

	八女市中心公民館	〒834 大字本町586	(0943) 22-5332	S43・3・31	1,025	5
1	八女市東公民館	〒834 大字山内389-5	23-5276	S56・3・31	738	3
2	八女市西公民館	〒834 大字新庄385-1	24-5272	S54・3・31	731	3

筑 後 市

	筑後市中心公民館	〒833 大字山ノ井906-3	(09425) 3-2516	S37・3・31	841	4
--	----------	-----------------	-------------------	----------	-----	---

大 川 市

	大川市中心公民館	〒831 大字酒見221-11	(0944) 88-0015	S49・2・15	1,319	(4)
--	----------	-----------------	-------------------	----------	-------	-----

行 橋 市

	行橋中央公民館	〒824 大橋1丁目9-26	(09302) 2-3911	H 2・3・3	1,735	5
--	---------	----------------	-------------------	---------	-------	---

名称の（ ）は分館
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
1	行橋公民館	〒824 大橋1丁目9-26	2-2296	H 2・3・31	36㎡	2人
2	仲津公民館	〒824 大字道場寺1517-1	2-1001	H 3・3・31	655	2
3	椿市公民館	〒824 大字長尾494-1	2-1061	S53・3・31	349	2
4	延永公民館	〒824 大字上津熊76-1	4-7401	S56・3・31	577	2
5	稗田公民館	〒824 大字前田352-1	2-1759	S59・3・31	540	2
6	今元公民館	〒824 大字今井2092-1	4-3039	S60・3・31	558	2
7	泉公民館	〒824 大字西泉4-2-1	2-5022	S61・3・31	566	2
8	今川公民館	〒824 大字寺畔41-2	5-1070	S63・3・31	573	2
9	蓑島公民館	〒824 大字蓑島129-1	2-5010	S63・3・31	370	2
10	行橋北公民館	〒824 大字行事3-17-50	3-5010	H元・3・31	576	2
11	行橋南公民館	〒824 南大橋2丁目3-27	3-6700	H 2・3・31	597	2

豊 前 市

	豊前市中央公民館	〒828 大字八屋1860	(0979) 82-2402	S51・10・10	603	3
1	角田公民館	〒828 大字松江368-1	82-2701	S36・11・16	362	2
2	山田公民館	〒828 大字四郎丸243	82-2666	S49・3・30	353	2
3	八屋公民館	〒828 大字八屋1381-4	82-2775	S52・6・1	421	2
4	宇島公民館	〒828 大字赤熊484-1	82-3196	S53・3・7	418	2
5	三毛門公民館	〒828 大字三毛門914-4	82-2671	S37・11・15	459	2
6	黒土公民館	〒828 大字久路土1179-1	82-2670	S35・9・26	507	2
7	千束公民館	〒828 大字千束167	82-2250	S57・3・25	480	2
8	横武公民館	〒828 大字薬師寺61-1	82-2669	S47・11・30	185	1
9	合河公民館	〒828 大字下河内960-1	88-2001	S34・4・10	456	2
10	岩屋公民館	〒 ⁸²⁸ ₋₀₁ 大字岩屋143	88-2002	S55・2・29	247	2
11	大村公民館	〒828 大字大村1534-4	82-7753	S63・4・1	146	2

中 間 市

	中間市中央公民館	〒809 大字中間5883-1	(093) 246-2321	S53・3・31	1,981	10
--	----------	-----------------	-------------------	----------	-------	----

筑 紫 野 市

	筑紫野市中央公民館	〒818 大字二日市1123-1	(092) 923-0415	S47・3・31	1,768	6
1	二日市地区公民館	〒818 大字二日市753-1	923-1111	S29・3・31	320	1
2	山口地区公民館	〒818 大字山口26-5	922-2551	S33・3・31	218	(1)
3	筑紫地区公民館	〒818 大字筑紫634-1	926-2913	S54・3・31	387	(1)
4	御笠地区公民館	〒818 大字吉木1769	922-2601	S37・10・6	215	(1)

名称の()は分館
職員数の()は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
5	山家地区公民館	〒818 大字山家4525-3	926-2809	S45・3・31	545㎡	(1)人
春 日 市						
	春日市中央公民館	〒816 伯玄町2-24	(092) 581-1211	S42・3・29	781	5(4)
小 郡 市						
	小郡市中央公民館	〒 ⁸³⁸ ₋₀₁ 小郡255-1	(0942) 72-2111	S45・3・31	659	1(8)
1	味坂校区公民館	〒 ⁸³⁸ ₋₀₁ 下西鯉坂253-1	(0942) 73-3858	H 3・3・31	538	2
大 野 城 市						
	大野城市中央公民館	〒816 曙町2丁目3-1	(092) 501-2211	S46・3・31	2,519	8
宗 像 市						
	宗像市中央公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₃₄ 大字須恵348-2	(0940) 33-2548	S49・6・25	1,896	5
1	日の里地区公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₃₄ 日の里1丁目161	37-1587	S54・3・1	1,049	3
2	(自由ヶ丘分館)	〒 ⁸¹¹ ₋₄₁ 大字自由ヶ丘3-12-11	32-5594	S47・12・1	529	3
太 宰 府 市						
	太宰府市中央公民館	〒 ⁸¹⁸ ₋₀₁ 大字観世音寺288-4	921-2101	S61・11・3	3,825	6
那 珂 川 町						
	那珂川町中央公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₁₂ 大字後野120	(092) 952-2092	S50・3・30	1,530	5(1)
1	南畑地区公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₁₂ 埋金853-3	952-3687	S41・10・1	386	(2)
2	那珂川北地区公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₁₂ 片縄5丁目86	952-8852	S58・2・28	400	2(1)
宇 美 町						
	宇美町中央公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₂₁ 大字宇美4702-4	(092) 933-2607	S54・2・28	1,453	2(4)
篠 栗 町						
	篠栗町中央公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₂₄ 大字篠栗4754	(092) 947-1454	S44・4・10	1,045	(8)
志 免 町						
	志免町中央公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₂₂ 志免980	(092) 935-7100	S54・3・24	3,570	2(8)
須 恵 町						
	須恵町公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₂₁ 大字上須恵1180-1	(092) 932-1151			3
	川子地区公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₂₁ 大字上須恵1290-34	932-4786	S58・2・20	400	(2)
新 宮 町						
	新宮町中央公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₀₁ 大字上府1257-1	(092) 962-3261	S49・3・25	1,776	6(8)
久 山 町						
	久山町公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₂₅ 大字久原3632	(092) 976-1111	S45・10・	2,299	(3)

粕屋町

名称の()は分館
職員数の()は兼任……外数

番号	名称	所在地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	粕屋町中央公民館	〒811-23 大字仲原127	(092) 938-1410	S49・3・30	2,273㎡	4(3)人

古賀町

	古賀町中央公民館	〒811-31 大字久保866	(092) 944-1931	S60・9・30	3,244	4
1	筵内地区館	〒811-31 大字筵内883-1	943-4948	S42・2・7	528	(1)

福岡町

	福岡町公民館	〒811-32 福岡町大字手光2222	(0940) 43-2100	S63・7・20	4,356	4
--	--------	---------------------	-------------------	----------	-------	---

津屋崎町

	津屋崎町中央公民館	〒811-33 大字津屋崎690-10	(0940) 52-1305	S47・	827	6
1	勝浦公民館	〒811-33 大字勝野2274-2		S46・	139	(1)
2	宮司公民館	〒811-33 大字宮司1138	52-0071		745	1

玄海町

	玄海町公民館	〒811-35 大字江口465	(0940) 62-2111			(5)
--	--------	-----------------	-------------------	--	--	-----

大島村

	大島村公民館	〒811-37 大島村1765	(0940) 72-2321	S51・	916	(2)
--	--------	-----------------	-------------------	------	-----	-----

芦屋町

	芦屋町公民館	〒807-01 中ノ浜4-4	(093) 222-1681	S53・8・31	4,097	(3)
1	(山鹿公民館)	〒807-01 山鹿2862	(093) 223-1892	S47・4・1	595	1(1)

水巻町

	水巻町中央公民館	〒807 大字頃末880-5	(093) 201-0401	S61・10・15	3,192	6
--	----------	----------------	-------------------	-----------	-------	---

岡垣町

	岡垣町中央公民館	〒811-12 大字吉木1072-1	(093) 282-0162	S47・3・15	1,307	3(1)
1	岡垣町東部公民館	〒811-42 大字山田17	282-0035	S51・	980	1(1)
2	〃 西部公民館	〒811-42 大字内浦145	282-7476	S53・	652	(1)

遠賀町

	遠賀町中央公民館	〒811-34 大字今古賀513	(093) 293-1355	S50・8・31	2,242	4(1)
--	----------	------------------	-------------------	----------	-------	------

鞍手町

	鞍手町中央公民館	〒807-13 大字小牧2105	(09494) 2-7200	S56・10・31	2,667	(9)
--	----------	------------------	-------------------	-----------	-------	-----

小竹町

	小竹町中央公民館	〒820-11 大字勝野1757	(09496) 2-0452	S54・2・20	1,647	(8)
--	----------	------------------	-------------------	----------	-------	-----

名称の()は分館
職員数の()は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
1	北 公 民 館	〒820 -11 大字勝野2379- 1	(09496) 2-6629	S45・3・17	480㎡	0人
若 宮 町						
	若宮町中央公民館	〒822 -01 大字高野572	(09495) 2-0859	S49・4・18	1,121	4(10)
1	吉 川 支 館	〒822 -01 大字脇田16	4-0301	S35・	301	0
2	中 支 館	〒822 -01 大字稲光711- 1		S35・	113	0
宮 田 町						
	宮田町中央公民館	〒823 大字宮田72- 1	(09493) 2-0123	S51・12・10	1,432	3(5)
1	(大之浦支館)	〒823 大字上大隈573	2-0404	S49・	798	(1)
2	(笠松支館)	〒822 -01 大字下有木837	3-1337	S42・	214	(1)
桂 川 町						
	桂川町公民館	〒820 -06 大字土居368- 2	(0948) 65-1100	S43・8・1	866	(10)
嘉 穂 町						
	嘉穂町公民館	〒820 -03 大字牛隈201	(0948) 57-0080	S43・3・25	779	3(8)
稲 築 町						
	稲築町公民館	〒820 -02 大字岩崎1141	(0948) 42-0750	S45・12・20	1,488	3(1)
碓 井 町						
	碓井町公民館	〒820 -05 上臼井466- 1	(0948) 62-2270	S56・10・5	202	(5)
筑 穂 町						
	筑穂町中央公民館	〒820 -07 大字長尾1340	(0948) 72-2204	S55・10・15	2,305	2(8)
穂 波 町						
	穂波町公民館	〒820 大字秋松408	(0948) 24-7458	S53・8・31	1,795	3(6)
庄 内 町						
	庄内町公民館	〒820 -01 大字有安830- 3	(0949) 82-3344	S34・9・30	1,428	3(6)
穎 田 町						
	穎田町公民館	〒820 -11 大字勢田1129- 1	(09496) 2-1034	S47・6・1	1,034	1(7)
杷 木 町						
	杷木町公民館	〒838 -15 大字寒水80- 1	(0946) 62-0178	S37・3・31	1,108	5(2)
朝 倉 町						
	朝倉町公民館	〒838 -13 大字宮野2047- 1	(0946) 52-1111	S39・3・20	719	1(3)
三 輪 町						
	三輪町公民館	〒838 大字新町450	(0946) 22-2770	S49・5・	1,380	1(7)

夜 須 町

名称の()は分館
職員数の()は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	夜須町中央公民館	〒 ⁸³⁸ ₋₀₂ 大字篠隈246	(0946) 42-3121	S60・3・	2,515㎡	1(8)人

小 石 原 村

	小石原村公民館	〒 ⁸³⁸ ₋₁₆ 大字小石原941-9	(0946) 74-2234	H 1・9・	676	1(1)
--	---------	--	-------------------	--------	-----	------

宝 珠 山 村

	宝珠山村公民館	〒 ⁸³⁸ ₋₁₇ 大字宝珠山6425	(0946) 72-2301	S54・2・28	883	4
--	---------	---	-------------------	----------	-----	---

前 原 町

	前原町中央公民館	〒 ⁸¹⁹ ₋₁₁ 大字前原1339-1	(092) 322-2481	S34・1・10	1,163	3
1	波多江公民館	〒 ⁸¹⁹ ₋₁₁ 大字池田577-1	(092) 322-1614	S58・4・1	731	3
2	加布里公民館	〒 ⁸¹⁹ ₋₁₁ 大字神在1112	322-3026	S42・4・1	195	3
3	長糸公民館	〒 ⁸¹⁹ ₋₁₁ 大字川付876-4	323-2032	S29・4・1	513	3
4	雷山公民館	〒 ⁸¹⁹ ₋₁₁ 大字蔵持838-6	323-0078	S33・1・10	299	3
5	怡土公民館	〒 ⁸¹⁹ ₋₁₅ 大字井原916	322-7815	S37・1・10	654	3
6	前原南公民館	〒 ⁸¹⁹ ₋₁₁ 大字篠原675-1	324-1763	S60・3・31	751	3

二 丈 町

	二丈町中央公民館	〒 ⁸¹⁹ ₋₁₆ 大字深江1145	325-0234	S45・11・30	1,863	(3)
1	福吉公民館	〒 ⁸¹⁹ ₋₁₆ 大字吉井4017	326-5501	S49・4・15	642	2
2	一貴山公民館	〒 ⁸¹⁹ ₋₁₆ 大字石崎81	325-0151	S53・2・28	651	2
3	深江公民館	〒 ⁸¹⁹ ₋₁₆ 大字深江1145	325-0234	S54・11・30	1,863	2

志 摩 町

1	中央公民館	〒 ⁸¹⁹ ₋₁₃ 大字初18	(092) 327-1734	S60・9・13	1,553	2
2	桜野公民館	〒 ⁸¹⁹ ₋₁₃ 大字桜井5942	327-0259	S46・4・1	446	2
3	引津公民館	〒 ⁸¹⁹ ₋₁₃ 大字御床2165-3	328-0855	H 3・1・31	763	2
4	芥屋公民館	〒 ⁸¹⁹ ₋₁₃ 大字芥屋26-7	328-2009	S59・3・20	493	2

吉 井 町

	吉井町中央公民館	〒 ⁸³⁹ ₋₁₃ 吉井町983-1	(09437) 5-3343	S48・3・20	1,270	3(8)
--	----------	--	-------------------	----------	-------	------

田 主 丸 町

	田主丸町中央公民館	〒 ⁸³⁹ ₋₁₂ 大字田主丸507-1	(09437) 2-2844	S48・6・9	1,230	(5)
--	-----------	--	-------------------	---------	-------	-----

浮 羽 町

	浮羽町公民館	〒 ⁸³⁹ ₋₁₄ 大字朝田561-1	(09437) 7-7476	S56・3・23	2,840	5(5)
1	田籠公民館	〒 ⁸³⁹ ₋₁₄ 大字田籠1151-1		S54・1・31	335	2
2	山春公民館	〒 ⁸³⁹ ₋₁₄ 大字山北783		S53・4・25	290	2

名称の()は分館
職員数の()は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
3	大石公民館	〒 ⁸³⁹ ₋₁₄ 大字吉川479	(09437) 7-7088	S53・1・23	343㎡	2人
4	御幸公民館	〒 ⁸³⁹ ₋₁₄ 大字朝田589-1	7-2004	S42・2・20	274	2
北 野 町						
	北野町中央公民館	〒 ⁸³⁰ ₋₁₁ 大字中273-1	(0942) 78-2308	S63・10・31	2,822	(4)
大 刀 洗 町						
	大刀洗町中央公民館	〒 ⁸³⁰ ₋₁₂ 大字富多819	(0942) 77-2670	S52・12・15	940	3(4)
城 島 町						
	城島町公民館	〒 ⁸³⁰ ₋₀₂ 大字檜津748-1	(0942) 62-2111	S54・4・	1,030	1(5)
大 木 町						
	大木町公民館	〒 ⁸³⁰ ₋₀₄ 大字八丁牟田255-1	(0944) 32-1047	S53・9・	1,128	1(3)
三 瀨 町						
	三瀨町公民館	〒 ⁸³⁰ ₋₀₁ 大字玉満2949-1	(0942) 64-3020		1,178	1(2)
黒 木 町						
	黒木町公民館	〒 ⁸³⁴ ₋₁₂ 大字桑原244-2	(09434) 2-1111	S47・12・12	1,972	(9)
上 陽 町						
	上陽町中央公民館	〒 ⁸³⁴ ₋₁₁ 大字北川内483-1	(0943) 54-3131	S47・12・30	722	3
立 花 町						
	立花町中央公民館	〒834 大字谷川1130	(0943) 23-5141	S49・6・29	354	4(1)
1	北山公民館	〒834 大字北山2692	23-4656	S49・3・31	280	0
2	白木公民館	〒834 大字白木5589	35-0001	S49・3・31	280	0
3	辺春公民館	〒834 大字上辺春394-2	36-0001	S49・3・31	280	0
) 広 川 町						
	広川町中央公民館	〒 ⁸³⁴ ₋₀₁ 大字新代1804-1	(0943) 32-1111	S43・12・	671	1(7)
矢 部 村						
	矢部村中央公民館	〒 ⁸³⁴ ₋₁₄ 大字北矢部10528	(0943) 47-2122	S63・5・1	1,105	2
星 野 村						
	星野村中央公民館	〒 ⁸³⁴ ₋₀₂ 星野村13201-1	(0943) 52-3111	S59・3・25	688	1(1)
瀬 高 町						
	瀬高町中央公民館	〒835 大字下庄792-1	(0944) 62-5201	S52・3・20	2,266	2(9)
1	北公民館	〒835 大字長田3353-9	3-8773	S48・4・31	416	1
2	上庄公民館	〒835 大字上庄185-2	3-2986	H元・7・1	202	0

名称の()は分館
職員数の()は兼任……外数

大 和 町

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	大和町中央公民館	〒839-02 大字米231	(09447) 6-1111	S55・3・21	2,162㎡	1(3)人

三 橋 町

	三橋町中央公民館	〒832 大字正行468	(0944) 73-4489	S55・9・10	2,141	1(6)
--	----------	--------------	----------------	----------	-------	------

山 川 町

	山川町公民館	〒835-01 大字原町378-1	(09446) 7-0437	S42・2・11	843	1(2)
--	--------	-------------------	----------------	----------	-----	------

高 田 町

	高田町公民館	〒839-02 大字濃施480	(0944) 22-5595	S45・3・31	1,169	3(3)
--	--------	-----------------	----------------	----------	-------	------

香 春 町

	香春町中央公民館	〒822-14 大字高野987-1	(0947) 32-2162	S50・10・31	517	3(1)
--	----------	-------------------	----------------	-----------	-----	------

1	(香春校区公民館)	〒822-11 新町	2-6923	S56・7・30	205	1
---	-----------	------------	--------	----------	-----	---

添 田 町

	添田町中央公民館	〒824-06 大字添田538-1	(0947) 82-0616	S42・6・30	592	2(2)
--	----------	-------------------	----------------	----------	-----	------

	そえだ公民館	〒824-06 大字庄952	82-2599	S63・6・30	2,201	2(2)
1	津野公民館	〒824-04 大字津野6059	84-2001	S55・3・31	353	1(1)
2	彦山公民館	〒824-07 大字落合800	85-0702	S56・5・30	458	2
3	中元寺公民館	〒824-06 大字中元寺2465	82-3404	S56・6・20	408	1(1)
4	野田公民館	〒824-06 大字野田1623-1		S56・3・30	298	(1)

金 田 町

	金田町中央公民館	〒822-12 大字金田1153-1	(0947) 22-0425	S57・3・31	588	(7)
--	----------	--------------------	----------------	----------	-----	-----

糸 田 町

	糸田町中央公民館	〒822-12 糸田2395	(0947) 26-0038	S48・7・31	1,158	2(6)
--	----------	----------------	----------------	----------	-------	------

川 崎 町

	川崎町中央公民館	〒827 大字田原791-1	(0947) 72-3000	S38・3・	700	1(4)
--	----------	----------------	----------------	--------	-----	------

赤 池 町

	赤池町公民館	〒822-11 大字赤池1148、1149	(0947) 28-2004	S48・10・31	612	1(2)
--	--------	-----------------------	----------------	-----------	-----	------

方 城 町

	方城町中央公民館	〒822-12 大字伊方4480	(0947) 22-4300	S48・7・	1,180	1(3)
--	----------	------------------	----------------	--------	-------	------

大 任 町

	大任町公民館	〒824-05 大字大行事3180-1	(0947) 63-2242	S48・4・1	1,810	3(6)
--	--------	---------------------	----------------	---------	-------	------

赤 村

	赤村中央公民館	〒824-04 大字内田1188-1	(0947) 62-3003	S59・	31	3(1)
--	---------	--------------------	----------------	------	----	------

苧 田 町

名称の()は分館
職員数の()は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	苧田町中央公民館	〒800 -03 京町2-5	(093) 436-0061	S54・10・12	3,834㎡	3人
1	小波瀬コミュニティー センター	〒800 -03 大字新津1682-4	(09302) 3-1000	H元・8・1	1,257	3
2	白川公民館	〒800 -03 大字鋤崎479-3	2-1062	S42・3・30	385	1
3	北公民館	〒800 -03 若久町1丁目3-7	(093) 434-9000	H 4・2・28	1,542	3

犀 川 町

	犀川町中央公民館	〒824 -02 大字本庄641-1	(09304) 2-0001	S61・4・25	1,600	2(1)
--	----------	-----------------------	-------------------	----------	-------	------

勝 山 町

	勝山町中央公民館	〒824 -08 大字黒田79	(093032) 2092	S43・	611	2
1	(諫山分館)	〒824 -08 大字岩熊1177		S29・	103	(1)

豊 津 町

	豊津町中央公民館	〒824 -01 大字豊津1118	(093033) 3115	S46・3・16	1,734	(1)
--	----------	----------------------	------------------	----------	-------	-----

椎 田 町

	椎田町中央公民館	〒829 -03 大字高塚字外新開756	(09305) 6-0251	S47・2・28	2,076	2
--	----------	-------------------------	-------------------	----------	-------	---

吉 富 町

	吉富町公民館	〒871 大字広津413	(0979) 22-1944	H 4・12・21	3,401	1(5)
--	--------	--------------	-------------------	-----------	-------	------

築 城 町

	築城町公民館	〒829 -01 大字築城251	(09305) 2-0001	S46・2・13	1,277	1(2)
1	下城井公民館	〒829 -01 大字安武155	2-2886	S47・2・31	547	0
2	上城井公民館	〒829 -01 大字本庄2111-2	4-0823	S51・6・8	519	0

新 吉 富 町

	新吉富村中央公民館	〒871 -09 大字垂水1325-3	(097972) 2072	S49・7・20	663	1(1)
1	(西吉富支館)	〒871 -09 緒方588-1	2507	S42・3・1	524	1(1)

大 平 村

	大平村中央公民館	〒871 -09 大字東下1496-1	(0979) 72-2005	S31・	964	1(1)
1	金代公民館	〒871 -09 大字西友枝582-1		S40・	74	(1)
2	小畑公民館	〒871 -09 " 3437		S33・	101	(1)
3	横川公民館	〒871 -09 " 2455		S39・	109	(1)
4	仙代公民館	〒871 -09 " 2140-2		S42・	110	(1)
5	東上公民館	〒871 -09 大字東上2792		S39・	169	(1)

名称の（ ）は分館
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
6	土佐井公民館	〒 ⁸⁷¹ ₋₀₉ 大字土佐井		S41・ ・	210㎡	1(1)人
7	下唐原公民館	〒 ⁸⁷¹ ₋₀₉ 大字下唐原856- 1		S31・ ・	231	1(1)
8	小池公民館	〒 ⁸⁷¹ ₋₀₉ " 2148-15		S47・ ・	127	(1)

(平成4年5月1日現在)

公民館のみなさまのために総合補償センターの活動です。

公民館 総合補償制度

行事傷害補償
賠償責任補償
職員災害補償

●制度の問い合わせ・取扱いセンター

 0120-42-2324 (電話料金無料)

株式会社 **公民館補償センター**

〒150 東京都渋谷区神宮前5-38-10

●制度提供 社団法人 **全国公民館連合会**

●制度提携保険会社 **安田火災海上保険株**

